

本議事録は、発言者全員の確認をとったものではありません。

統合本部合同記者会見【保安院第145報】議事録（平成23年5月21日（土））（未定稿）

○司会 お待たせいたしました。それでは、ただいまから「政府・東京電力統合対策室合同記者会見」を始めさせていただきます。

まず最初に細野豪志内閣総理大臣補佐官からあいさつ及び冒頭発言をいただきます。

○細野補佐官 補佐官としております細野豪志でございます。

合同の記者会見にお運びいただきまして、ありがとうございます。

ごらんをいただいている国民の皆さんにも心より感謝を申し上げます。

私からは冒頭3点報告をさせていただきます。

まず第1点目ですが、今日は厚生労働省の医薬食品局食品安全部長の梅田勝様に会見に御出席をいただいております。食品の安全については多くの皆さんが御関心があつて、御質問をいただきます。それに十分回答することができてきてきませんでしたので、そうした御質問に答えるために今日は出席をいただいております。

なお、連日ごうした会見を行っているわけですが、厚生労働省でそれぞれ情報提供はしていただいておりますので、会見への同席については今日に限定をしようということで御容赦をいただいて、それについての御質問がある方は積極的に皆さんから手を挙げていただきますようにお願いいたします。

続いて2点目でございますが、東京電力の顧問の一覧表を今日は皆さんにお配りしております。これは皆さんからの御質問、国民の皆さんからの御要望を受けて、私の方でも東京電力に要請をいたしまして、若干時間はかかってまいりましたけれども、今日の公表となつたということでございます。中身については、東京電力から説明があると思つたので、それをお待ちいただきたいと思つた。

そして、もう一点、3月12日の東京電力福島第一原子力発電所1号機への海水の注入に関する事実関係という1枚のペーパーを配らせていただいておりますので、そちらを皆さんごらんいただけますでしょうか。この紙です。下の方にあるかもしれません。済みません。何枚目にありますか。確認してください。

○司会 お手元にございますでしょうか。ひよっとすると下の方かもしれません。よろしいでしょうか。よろしいでしょうか。ひよっとすると下の方かもしれません。よろしいでしょうか。

○細野補佐官 よろしいですか。
このペーパーは、昨日以降のさまざまな報道を受けまして、統合対策本部としてまとめましたのでございます。主に政府側では官邸と経済産業省、保安院でこの紙をとりまとめましたので、御報告をさせていただきたいと思つた。

3月12日は11日の地震があつた次の日でございます。大変緊迫をした状況が続いた

日でございます。

この紙に書いております順番で御説明を申し上げますと、14時53分にそれまでできた真水の注入そのものがストップをしております。そこまでに8万Lの注入が行われたということも東京電力が確認をしております。

そして、真水の注入が停止した後、15時36分に1号機の水素爆発が起きております。御記憶をされている方も多と思うんですが、この水素爆発の後、爆発そのものの意味合いが何なのかということについて、十分な分析ができていない時間帯が続いてまいりました。また、これは福島第一原子力発電所の中ということになりますけれども、第1回目の水素爆発、大きな爆発ということですので、現場も非常に厳しい状況がこの後続いたということも私自身、確認をしております。

その後、ようやく水素爆発の状況が把握でき、そして、次なる手を検討しなければならぬ状況になりました。18時から18時20分ごろ、官邸で総理を含めた海水注入についての打ち合わせが行われております。その中で海水を注入することによりまして、冷却を実施する場合、総理からは原子力安全委員会、更には原子力安全・保安院などに安全性について確認をするようにという話がございました。特に総理の方からは、再臨界の危険性はないのかということについて確認がございました。

括弧の中で書いておりますとおり、原子力安全委員長から再臨界の危険性があるとの意見が出されましたので、その後のボウ艦の投入など、それを防ぐ方法を検討すべきだということ、この合会が約1時間後まで休憩という形になっております。

東京電力からは、海水の注入については、約1時間少しぐらい、つまり7時半ごろまでは入りにくい状況ではないかということもございましたので、その間はしつかり検討するようという指示がございました。

括弧の後で書いてございますとおり、その後、19時40分に検討した結果、海水注入についての検討結果を報告いたしました。その後、海水の注入に至つたということでございます。

しかし、その一方で、19時4分に東京電力がボウ艦を混入しない形で海水の試験注入を開始しているという事実が明らかになっております。海水注入試験後の時点で、東京電力の担当者、今日はこの経緯がありますので、東京電力から武黒フェローにおいていただいておりますけれども、武黒フェローが現地と連絡をとつたということでございます。この間、少し時間が空いておりますのは、当時は本店、更には現地ともに連絡をとるのに大変困難な状況が続いていたことが影響したということでございます。

そして、19時25分に東京電力は海水試験の注入を停止するということになっております。この間ですが、私自身も官邸におりましたが、海水注入の事実そのものを官邸としては全く把握をしておりませんでした。この事実を私が知つたのは相当後になってからでございます。私自身はそういうことがあつたのかということで大変驚いたのを記憶しております。

その一方で、東京電力の担当者からは、右側の四角のところに書いてありますが、保安院に対して口頭で海水注入についての連絡はしたようであります。ただ、保安院の側に今日確認をいたしましたけれども、口頭での連絡を受けたという記録が残っておりません。そして、官邸にもその情報は届いていないという状況でございます。

また、元に戻りまして、19時40分に総理への説明が行われておりました。その説明を受けて、19時55分に総理によりまして水注入の指示が行われて、その後、20時5分に経産大臣により海水注入の命令が出されたという時系列になっております。

なお、ホウ酸の投入の必要性については議論が行われ、必要だという判断が行われておりまして、試験中のところはホウ酸は入っていないんですが、そこは確実に注入すべきだということでございます。20時20分に海水の注入を開始した後、20時45分に再臨界を防ぐためということで、ホウ酸についても併せて投入が開始されているということでございます。

最後に私の方で付言をいたしますと、昨日来の報道につきましては、必ずしも事実に基づかない報道が一部にございました。こういう非常に大きな事故が起こっているわけでありまして、その事故に伴うさまざまな判断や責任というのは当然総理も非常に重く関わります。私も一人ひとりその責任からは免れないものであると考えています。

しかし、その一方で、しっかりとした事実に基づいた判断を皆さんにさせていただきたいと思うんです。今日ここでお示しをした時系列の動きというのは、関係者に相当しつかりヒアリングをして、東京電力ともしつかり確認をして事実を書き、皆さんにお示しをしておりますので、その点については、この事実に基づいて、さまざまな皆さんから御質問なり御批判なりをいただければ大変幸いだと思います。

私からは以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、お手元の式次第でございますが、3番目のところでございますけれども、先ほど細野補佐官から御説明いただいたところでございます。今日は3番目のところに書いてございますように、本件に限ってまず質疑をやらせていただければと思います。最大で30分ほど見込んでおりますので、その後の4の説明につきましては、質疑の後ということで実施させていただきますと思っております。

それでは、通常と変則的で大変恐縮でございますが、先ほど細野総理補佐官からございました説明につきまして、質疑の方をお願いしたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いいたします。

こちらの列の一番後ろの方と3番目の方です。

○記者

細野さんにお尋ねいたします。2点あります。1点目は、これまで政府は3月12日18時に総理大臣の指示があった、第一原発について真水による処理を諦めて、海水を使えという指示を出したと報じられております。この指示については、どういうふうにお考えなのか。これは誤りではないかと思えますが、そ

の点についての認識を伺いたいのが1点。

それから、本日、先ほど配られました19時4分のところに試験注入を開始とありますが、試験というのは一体何なのか。この辺がわかりにくいので、海水を注入するということと海水を試験注入することの違いなども含めお尋ねできればと思います。教えていただきたい。

○細野補佐官 まず1点目の18時からの時系列の流れでございますが、私もともとつくるときから関わっていたわけではありせんので、これが正しい事実でございます。そういった形で記述があったとすれば、18時は経産大臣から東京電力に対して海水注入の準備を進めるように指示があった、それを正確に記述できていないのではないかと思えます。

○武黒フェロー 当時、官邸で対応を行ってまいりました。海水を注入するということについては、実際に総理以下の場で安全性についての評価や検討がなされるという段階でありますので、その判断がなされた際に速やかに適切に海水が注入されるということが必要でありまして、それを確認するためにあらかじめ試験的に注入を行うという性格だったと理解しております。

○司会 よろしいでしょうか。

それでは、前の方。

○記者

まず14時53分の真水の注入停止なんですが、これはどうして停止したんでしょうか。それから、もう一点、試験注入の開始というところで、どういったところからこの時点での判断になったんでしょうか。今おっしゃられたこととも重複するようであれば、省略しても構いませんが、よろしくお願いたします。

○松本本部長代理 こちらは東京電力からお答えさせていただきますが、まず14時53分に真水の注入が停止したところにつきましては、現在その理由を精査している段階でございます。いわゆる淡水を注入するべく準備を進めておりましたけれども、淡水をためておきます過水タンクですか、純水タンクのところから水源としておりますので、そういったところがうまくとれなくなつたということが考えられますが、この点については、今、調べている段階でございます。

19時4分に当社で海水の試験注入を開始いたしましたのは、真水の注入が14時53分に停止した以降、水の注水に関しては、私どもでも何とかして水を入れなければいけないということで準備を整えていたところでございます。その実施段階が19時4分でございますので、この段階から注水を開始したことになります。

○記者 その段階で再臨界の危険性といったことに関しては、東電内ではいかがだったのでしょうか。

○松本本部長代理 私どもといたしましては、まだこの時点では再臨界の危険性はないと判断しております。今回19時4分という段階で海水を試験的に入れ始めたというこ

とでございます。

一方、細野補佐官から御説明がありましたとおり、政府側から再臨界の危険性があるという連絡を受けましたので、今回改めて検討を要したということになります。

○司会 よろしいでしょうか。

それでは、次をお願いします。一番前の真ん中の後ろの女性の方と、あと前の方の女性の方です。

○記者 何かあるんですけれども、1つはいただいたペーパーの真ん中辺にある右側の四角に、東電担当者から保安院に口頭連絡したが、その記録はないということですが、連絡した担当者及び保安院の電話を受けた側、それぞれ特定されて、この事実は確認されているのでしょうかということか1点。

それから、19時04分に東電が海水の試験注入を開始ということなんですが、これは経産大臣の海水注入の準備を進めるように指示するというのとどう関連づけられるのでしょうか。準備を試験的にやれと受け止めたのかということなんですが、そのところを詳しく教えてください。

それから、その下に東電担当者が現地と連絡というのは、武黒さんということでもいいのでしょうか。そうすると、どういう趣旨で、どういう内容の連絡をしたんでしょうか。注入しているのはやめろということを言われたのでしょうか。その辺を詳しく教えてください。

○細野補佐官 まず第1点目ですが、東京電力の担当者から保安院に口頭連絡をしたが、保安院側にはその記録がないという部分については、それぞれの当事者、東京電力は東京電力、保安院は保安院で確認をしてもらった上で、双方の認識としてこれがそれぞれの認識だということですのでそのまま書いてございます。

次に準備でございますが、経産大臣からの指示というのは、いつでも入れられるように準備をしておくようにという指示だったと記憶をしております。

○武黒フェロー 海水注入後に現地には連絡をとったんですが、私は官邸におりましたので、海水の注入がこの時点で行われているということは存じませんでした。むしろこの後に行われる総理への説明の結果、もし御了解が得られたならば、速やかに海水注入を開始したいと思いましたが、そういう状況についての確認をしたいと思って聞いて問い合わせました。その中で海水注入が行われているということを知りましたので、官邸で今こういった議論がされているということ伝えて、本店と対応の協議をしてはどうかというところをその際に併せて申し上げております。

○記者 そうなると、海水の試験注入を始めたというのは、だれの判断で、だれの指示で行われたのでしょうか。

○松本本部長代理 こちらの関しましては、東電側の方が14時58分に真水の注入が終った後、何とかして原子炉の方に水を入れなければならないということで、水源として

は海水ということを判断いたしましたして、注水を開始したものでございます。したがって、19時04分の段階で準備が整ったので試験注水を開始したことになります。

○記者 それは現地、言ってしまうと吉田所長の判断ということなんでしょうか。

○松本本部長代理 そうです。

○記者 そうだとすると、経産大臣の準備を進めるようにという指示は宙に浮いてしまっただけなことなんでしょうか。

○松本本部長代理 宙に浮いていると申しますが、まだ発電所、本店に關しましては、18時から18時20分ごろに再臨界の危険性があるというような議論をされていることに関しましては、まだ存じ上げていない段階でございます。私どもとしましては、14時53分に水が停止した以降、何とかして炉に水を入れなければならないということまで全力を尽くしていった結果でございます。

○記者 経産大臣からの指示は、現地には届いていなかったと理解すればいいんでしょうか。

○松本本部長代理 まだどういった段階でこの指示が現地まで届いていたかについては、まだ確定ができておりません。

○記者 現地に届いていないけれども、現地は現地で何とか水を入れようとして独自にやっていて、経産大臣から東電への指示はまだ現地に届いていなかったということではないのですか。

○松本本部長代理 そのところのいきさつについては、まだ確定的な段階にはなっていないということでございます。

○記者 そこは調べてください。

○司会 ほかの方がいらっしゃるか。こちらの列の後ろから3番目、真ん中の方です。それから、端の後ろから2番目の方。

○記者 済みません。先ほどマイクをいただいているんですけれども、よろしいですか。

○司会 大変失礼しました。ごめんなさい。どうぞ。

○記者

19時4分の試験注入の開始、停止、これは先ほど細野さんも驚いたとおっしゃっていましたが、あれども、なぜ一刻も早く官邸に報告がされなかったんでしょうか。

○松本本部長代理 私どもとしましては、少なくとも東電の担当者から保安院さんには連絡を入れておりますけれども、そのところできちんとした伝達が行われなかったのではないかと考えています。

○記者 あくまで東電が自主的に判断ということになりますか。

○松本本部長代理 19時04分の海水注入に關しましては、何とかして原子炉に水を入れなければならないということを中心に考えておりましたので、その結果ということで19時04分になったということです。

○記者 もう一点、19時25分に東電が海水の注入を停止した一番の理由というのは何で

しょうか。

○松本本部長代理 こちらに関しては、東電の担当者が現地と連絡ということがございますけれども、官邸側から再臨界の危険性があるということで、私どももいたしましたが、こういったことをきちんと確認した上で注水する必要がありますと判断したもので、19時25分に一旦停止をしたということでございます。

○司会 よろしいでしょうか。

失礼しました。先ほどの前の男性の方、次に後ろの方。

○記者

先ほどの19時25分の停止なんですけれども、確認ですが、そうすると、経産大臣からの要請があったから停止したということなんですか。ここがちょっとよくわかっていないんです。

○松本本部長代理 経産大臣から止めなさいという指示があったわけではございませんが、私どもの方が官邸側からの再臨界の危険性があるという認識を伝えられたものだと思います。こちらはきちんと再臨界の危険性について確認した上で実施する必要があるということです。官邸側の判断が必要ということで一旦停止をしたものでございます。

○細野補佐官 私の方からつけ加えますと、官邸の側は19時半ごろまでは準備段階であって、まだ海水を入れることができる状態ではないと認識をしておいたんです。ですから、海水を止めるという指示は、事実としても入っていることを知りませんでしたし、そういうことができる状態にあるということも知りませんでしたので、総理も海江田大臣も水を止めるということについては指示をしておけません。

○記者 もし官邸での議論がなかったら、東電としてはこのまま注水を続けていたかもしれないということですか。

○松本本部長代理 そちらに関しては、仮定のお話になりますけれども、この流れを考えると、そのまま注水していたのではないかと思っております。

○記者 客観的に見ると、試験かどうかというのは、今、聞いたお話だけだと後知恵みたいな感じにも見えるんです。これは本当に試験として、例えば20分間だけ注水するとあらかじめ決めて、例えばプラントのパラメータがこういう状態になって、安全性が確認できたから止めるとか、そういうのであればわかるんですけども、ただ、それは何となく首相官邸の議論をおもんばかって東電が止めた。それをもって後から試験と言ったとも見えるんですが、そこはどうなんでしょうか。

○松本本部長代理 当然試験的に入れてみてうまくいったら、そのまま継続して、いわゆる名前が試験注水から本格的な注水に切り替わることはあるかと思っております。ただ、この段階ではまだ試験的に入れてみて、ポンプですとかホース、吸い込み側の状況等をきちんと確認していく必要があると判断いたしておりましたので、試験注水という状況になつていきます。その後、当然このままうまくいくのであれば、そのまま本格注水に切り替えるということはあるかと思えます。

○記者 たった20分間の注水でどういったところの安全性を、例えばどこかの弁が安全に機能するか、パラメータに危険な変化がないとか、たった20分間でどこまで判断できたのかということところが疑問です。

○松本本部長代理 こちらに関しては、20分間で現場の確認を終えるという時間的な経過ではございませんで、19時04分から試験注水を開始して以降、その後政府から再臨界の危険性があるという御意見があったということで、これはきちんと確認しておくべきだろうということでも一旦停止をしたということになります。

○司会 どうぞ。

○記者

関連なんですけど、政府の再臨界の危険性があるという認識とか御意見が伝えられたというのは、いつ、だれから東電に伝わってきたのでしょうか。

それと、その後、結局試験注水を止めて、1時間注水を止めていますが、爆発した後ですけれども、中断による何らかの影響というのはあったんでしょうか。これは東電と保安院に聞きたいです。

あと、そもそも海水の注入はいいつから検討されていたかということがこの表にはないんですが、海水の注入を検討していたのはいつだったのか。

済みません。最後に吉田所長の判断で試験注水は開始されたということなんですけれども、これはアクシデントマネジメントのマニュアルでは所長がやっていたということになっていてよろしいでしょうか。

○武黒フェロー 最初の臨界の危険性云々の議論については、当時、私は官邸におりましたので、その議論を受けて、そして、本店にもそういった状況なので、幾つか技術的な説明をする必要がまいりますので、その点の問い合わせを行っております。

○松本本部長代理 それから、海水を注入することを検討し始めた時期でございますけれども、これは何時から検討し始めたという問題ではございません。全体の炉心に注水する手段が全部なくなっているという状況でございますので、当然真水の方から注水を開始いたしましたけれども、次は海水ということはおブジョンの1つとして既にあったものでございます。したがって、真水がなくなれば当然次は海水という選択肢を実行していくことになります。

それから、アクシデントマネジメントマニュアル上の記載につきましては、水を注入するということが決められておられますので、真水であらうと淡水であらうと所長の判断で注水することはできません。

○西山審議官 保安院ですが、中断によって何か影響があったかということについては、現時点ではわかっている影響は特にありません。

○記者 済みません。最後に1点確認なんですけど、武黒さんが官邸にいらっしゃって、再臨界の危険性があるという意見を本店に伝えたのは、この表でいうといつごろのことになるんでしょうか。

○武黒フェロー 正確な時間までは覚えておりませんが、恐らく19時前後であったと思います。といたしますのは、一旦こういった議論を踏まえて論点を整理して、それぞれ内容の確認をした上で、私から東電としての対応すべき事柄を伝えることにしているんですが、当時、官邸からの電話が輻輳しておりまして、私の携帯で連絡をとろうとしたんですが、本店側も担当窓口との連絡がとりにくい状況がありましたので、少し時間がかかったというところを記載しております。

○司会 次はいかがでしょうか。真ん中の列の後ろの女性の方と、後ろの列の一番前の男性の方です。

○記者 わからなかったので改めて教えていただきたいんですが、19時25分に東電が海水の注水を停止したのは、だれの判断で、どういう理由の判断ですか。

○松本本部長代理 こちらに関しましては、東京電力の緊急時対策本部の判断として、試験注水を停止するということになりました。

それから、どういった理由でということになりますけれども、官邸から再臨界の危険性があるという御意見があったということと、こちらに関しては、政府の判断を待つ必要があるということとで一旦停止をしたことになりました。

○記者 そこで、そもそもなんですか、海水を入れる前には原子炉内にあったと判断していらっやっったんでしょうか。もしあったとすると、別にそこに海水を入れたからといって再臨界をする可能性というのは低いような気もするんですが、その辺り、細野さんと東電側と両方の認識を教えてください。

○松本本部長代理 こちらに関しましては、水があったか、なかったという判断よりも、その時点では原子炉に水を注水する手段がなかったものから、これに関しましては一刻も早く、海水にしる、淡水にしる、水を注水する必要があると考えております。

○細野補佐官 当時の官邸の状況としては、水があったか、なかったかという分析に時間を費やしているというよりは、海水を入れるとすればどういったやり方の方が一番安全なのか、特にホウ酸の投入というのが1つ大きな議題にもなっておりますので、その検討をしながらと記載しております。専門家の意見を聞いて、それに基づいてということしか当時の状況からすればなかったですから、そういう対応をするのに6時半ごろから7時半ごろまで時間を費やしたということとでございます。

○記者 これで最後にしますが、こちらで聞いている専門家の方の話ですと、とにかくこの状況だと注水をまず何よりも優先させざるべきだったのではないかと聞いております。

そこで、細野さんにもう一点お伺いしたいんですが、臨界の可能性、ホウ酸を入れるかどうかという可能性、それと注水をする必要があるかという選択、この中で1回注水を止めて検討する必要があったとしたのは、妥当な判断だったのかどうか教えてください。

○細野補佐官 注水を止めたわけではないんです。ここは是非皆さんに御理解いただきたい

いんですが、7時半までは海水についてはなかなか入らないという前提があったわけですが、どちらにしても水が入らないのであれば、ホウ酸を含めたやり方について慎重な検討が必要だろうと考えたわけですが。でも、結果として7時過ぎから入っているというのは、武黒フェローも一生懸命情報をとろうとされたんでしようけれども、当時、官邸におられた東京電力の担当の武黒フェローと現場が逐次連絡がとれない状況にあったということが反映をしたものだと思います。

繰り返しになりますけれども、水は入らないという前提でやり方を検討したということ是非皆さんに御理解いただきたいと思えます。

○記者 追加で1点です。そうすると、官邸が実は水が入っていたと知ったのは、武黒さんから事実を教えられたのは、いつ、何時何分の段階ですか。

○細野補佐官 冒頭で御説明申し上げたんですが、私が事実を知ったのは何か月も経ってからです。ついこの間です。10日ぐらい前だったかもしれません。それで、大変驚いたんです。ですから、この後、武黒フェローも帰って来られて7時40分から打ち合わせをしているんですが、そこでもそういう御説明はなかったの、総理もずっと後になってから知ったんです。ですから、水が入らないという前提で、それならば海水にホウ酸を加えてやる方法はないのかということについて、より安全な方法を官邸としては検討したんです。その判断自体は、当時の状況からすれば、それが客観的に事実でなかったということはあると思いますが、入らない状況ではなかったということです。入り得る状況だったという事実の認識の誤認はあったということではありますけれども、そういう前提に立つならば、私は間違った判断ではなかったのではないかと考えています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 後ろの先ほどの方。

○記者

これはどなたにお聞きすればいいかわからないんですけども、現在、海外から援助物質として入っている放射線計、サーベイメーター等の総数とその所在はどこにあるか把握されておりますでしょうか。

○司会 済みません。先ほど補佐官の方から説明のあった海水注入の件のみの質疑ということでお願いいたします。

○記者 わかりました。

○司会 それでは、一番前の男性の方、同じところの後ろの男性の方。

○記者

今までの説明を整理すると、まず細野補佐官始め官邸の総理などは、試験注入をすることそのものを御存じなかった。東電側は当然の手順として淡水が切れた段階で海水の試験注入というものを始めておいた。そのことについては口頭で保安院さんにお伝えしていた。間に武黒フェローが官邸におられたということで、4者が微妙に違っておいて、海水注入の試験を停止したのは官邸からの再臨界の可能性があるという認識であったという

ことで、そもそも政府と東電の間を取り持つのは武黒フェローなんですか、保安院なんですか。その役割がよくわからないうです。

○細野補佐官 さまざまな状況共有の場所があったのは事実でございますが、当時、東電は省庁別に判断をするというよりは、官邸でいろんなことを判断せざるを得ないぐらいの状況でしたので、私もとしては指示も武黒フェローにお伝えをしていました、東京電力の情報も武黒フェローを通じて聞くという体制になっておりました。

ただ、なかなかそれだと情報のやりとりがうまくいかなかったら、そういういろいろな事情を勘案して、やはり本店に本部を構えた方がいいだろうということで、15日からはそういう体制になったということなんです。

○記者 いまいちよくわからないうですが、連絡をする責任者というのは、それぞれ東電ではどなたで、官邸ではどなたで、保安院ではどなたが責任を持って3者ないし4者の意思を統一するというか、連絡をする体制になっておりましたか。それが決まらなかったということなんですか。

○武黒フェロー 当時、東京電力からは私は私ほかの人間が官邸に向いておりましたので、官邸の意思あるいは動向については、私から本店へ伝える。必要な場合には発電所に向いて合わせる、この件は1回だけで済ませたいけれども、そういうことで取り組んでおりました。ただ、通信連絡などがうまくいかなかったら、この件については相互の認識が少し違っていたということについて、当時、十分に把握できなかったということがあったかと思っております。

○細野補佐官 当時、総理の下で全体の取り切りをしていたのは、海江田経済産業大臣です。経済産業大臣がその場所におられましたので、そういう体制になっていたと思えます。官邸に海江田大臣がおられましたので、官邸で直接連絡をして、さまざまに判断するという体制になっていたと承知をしています。

○記者 保安院の方というのは、どなたか官邸なりに介在しておられたんですか。

○西山審議官 官邸にも詰めておりましたけれども、大臣の下にだけいたか、今は、私ばかりですね。

○記者 要するに武黒フェローと海江田さんのコミュニケーション不全だったということなんですか。それとも別の要因があるということなんですか。

○武黒フェロー 極力心がけておりましたが、東電側の試験注水ということについては、水が入るということを確認するということが私は受け止めておりましたので、その意味では私からの情報提供が不適切であったということを反省いたしております。

○司会 申し訳ございません。冒頭申し上げましたように、この質疑は30分だと思っておりますので、今マイクを持たれている方の御質問で終わりにさせていただきます。恐縮でございます。

○記者
細野さんに2点と松本さんに1点お伺いします。

まず細野さんになんですけれども、先ほど東電側が19時30分まで水が入りにくいのではないかと、結果的に事実認識だったというお話ですが、この判断というのはこのどういった情報に基づいて19時30分まで水が入りにくい判断されたかということ。

あと、東電担当者の方が保安院に口頭連絡して、保安院側にその記録がない。これは双方を聞き取ってこういう事実で確定したということですので、保安院側の人は聞いたけれども、記録を残していないかという意味なのか、口頭連絡があったということ自体記憶がないと言っているのかということ。更に保安院側の人というのは、19時30分まで水が入りにくいと言官邸が判断していることを知っていたかどうかを教えてください。

○細野補佐官 まず前提として申し上げたいんですが、福島発電所の方で水素爆発をした後の状況を皆さん想像していただきたいんですけども、さまざま状況の中で努力をされていた方が、連絡をする時間に十分にさまざまな配慮ができたのはやむを得ない面があると思っております。それが前提ですから、そこを私は今回のこの事案のそれぞれ批判の対象には絶対にしたくないという思いがあります。

また、武黒フェローも前の晩から獲ずに、コミュニケーションがうまくいかないということはあるわけです。我々は24時間顔を突き合わせてずっと打ち合わせをしていました。すべての情報を当時は共有していただいております。ですから、我々の間でコミュニケーションのギャップが、海江田大臣も含めてあるということは全くありません。武黒フェローが最大限の情報を取ろうと努力をしておられた姿も我々は見えていたわけですから、そこは武黒フェローも責められないし、ましてや福島発電所の皆さんも全く責められないと思えます。

そういうことを前提に聞いていただくとすれば、申し上げると、19時半までは水が入ることは難しいとおっしゃったのは武黒フェローです。ただ、それを責める気は私には全くありません。

○西山審議官 私の知っているところは、東京電力から連絡があったことについて我々のチームは記憶がないということでありまして。

○記者 最初の質問の方で追加なんですけれども、そうすると、武黒さんはなぜ19時30分までは水が入りにくい判断されたんですか。

○武黒フェロー 18時からの打ち合わせの前に本店に状況の問い合わせをしたときには、まだ時間的な見通しについては明確なものが得られていないということで、そのときの状況からすると、19時半というタイミングではまだ水の注水が可能になるとは判断できる状況ではなかったと思っております。それがあったので、19時過ぎだったと思えますが、現地にその後の状況の確認をしたということでありまして。

○記者 松本さんに1点お聞きしたいんですけども、先ほど試験注水をした後、本格注水、試験注水と本格注水で使いわけていらっしゃいましたが、試験注水と本格注水は量とか入れる場所とか何か違うんですか。

○松本本部長代理 基本的には違いはございませんが、まず最初の段階で試験的に入れ

てみて、ポンプの様子ですとか注水的手段、これは海水のところには咬い込み口を突っ込んで入れますので、そのほかホースからリークがないかというようなことを確認していく段階を試験注水と申し上げました。

その後、当然順調に注水ができるということが確認できれば、一旦それでやめるといふことではなくて、本格注水の方にそのまま継続することはあり得るといふことでございます。

○記者 先ほど切り替えるというような表現をされたんですが、事実は一切り替えるというよりもそのままということですか。

○松本本部長代理 試験注入の段階で何か不具合等が見つかれば、一旦停止するなり、接続し直すといふことはあるかと思いますが、順調に動いているのであれば、わざわざ名称を変更するために切り替えるということではございません。

○記者 わかりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、大変恐縮でございます。手を挙げておられる方がおられますが、先ほどもこちらの方におられましたけれども、申し上げましたように、次の事項の説明等もございまして、一旦質疑はここで切らせていただければと思います。

○細野補佐官 大変申し訳ないんですけども、武黒フェローは技術部門の責任者なんです。現場のいろいろなことの判断の責任者なんです。我々は記者会見をできるだけ優先しようと思っておりますが、役割分担をしておりますので、正確に情報をお伝えした方がいいだろうということで、私の方で強く要請をして出てきていただいたので、時間は申し訳ないんですが、かなり御質問をお受けしましたので、御理解を賜りたいと思います。私のみの御質問であればお受けします。

○記者 聴取不能

○司会 申し訳ございません。その御質問はあれですね。

○記者 聴取不能

○細野補佐官 この後、説明をした後、基本的にテーマを絞らずに御質問を受けますから、そこで聞いていただければいいです。

○司会 恐縮でございます。そのようにお願いいたします。

それでは、次第の4番目でございます。関係機関からの説明ということでございます。冒頭、細野補佐官からございましたが、今日は厚生労働省に御出席いただいております。最初に食品中の放射性物質の検査体制について、厚生労働省から説明いたします。

○梅田食品安全部長 厚生労働省食品安全部長の梅田でございます。

食品の放射線検査についてお答えします。

まず最初に厚生労働省は安全な食品が流通するよう、食品に規格基準を設け監視するということが所管事項に入っております。食品衛生法という法律を所管しております。それに基づきまして、食品の安全を担当しております。

今回、放射性物質が付着した食品につきましては、平成14年に緊急時における放射能

検査マニュアルという検査の仕方についての通知は出してしております。ただ、それまでの放射性物質への対策は、例えばチェルノブイリの事故があったときに海外から持ってくるようなものに対するの対応等がメインでございまして、日本国内でそういう事情はございませんでしたので、規格基準というものがございませんでした。

今回、3月のこの事件を受けてまして、早速17日に暫定規制値というものをつくりました。その規制値を上回るものは食品衛生法違反ということで取り締まられるという形にいたしました。測定法につきましては、ガイドライン、食品衛生法というのは農薬とか抗生物質などが入っているということに対して、個別の食品に対しておられた法律でございまして、そういう違反食品が見つかった場合には当該食品またはそれと同一ロットの食品にしか対応ができませんので、今回のような広い範囲のものにはできません。これにつきましては、原子力災害特別措置法に基づきまして、原子力災害対策本部の判断で出荷制限とか摂取制限などがかかっておるところでございます。

その基準につきましては、4月4日に食品の出荷制限及び摂取制限の設定及び解除の考え方がつくられましたので、それに基づきまして、各都道府県でどのような検査計画を立てたらよいかという指導を厚生労働省で行っております。実際は食品衛生法における検査というものは都道府県の自治事務になっておりますので、厚生労働省から測定方法のガイドライン、検査計画についての指導を行っているところでございます。そして、都道府県で行われましたデータは、今回の場合、一元的に厚生労働省に集まることになっておいて、それを適宜原子力災害対策本部を始め関係各省に御連絡しておるところでございます。

検査の方法の質問がございましたが、これはゲルマニウムの装置によりまして、γ線を測定しておりますので、ヨウ素とセシウムをはかっております。食品の場合には、食品がある意味で流通させながら検査を行いますので、非常に迅速性が求められます。1週間、2週間かかる検査は食品衛生法の検査としては向かないということ、そのようなものがある場合、γ線の必ず出ますので、そちらで検査をしておるところでございます。

各県におきましては、各県の地方衛生研究所、日本分析センター、食品衛生協会等々いろいろなところに依頼をしております。既存の検査機器をとにかく有効活用していただきたいということ、これは農水省、文科省、関係省庁の協力を得つつ、近隣で検査機器を有するところ、厚生労働省でございます。国立保健医療科学院とか検疫所でございます。そして、大学、国立研究所を紹介する仕組みをとっております。都道府県が行います測定を援助しております。今後ともこれらの機器の整備につきましては、いろいろな予算等で検討していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、関係機関の説明の2つ目でございますが、環境モニタリングについての説明を順次いただきます。

まず東京電力からサイト内における環境モニタリング結果について説明いたします。

○松本本部長代理 東京電力でございます。

お手元の資料に従いまして、御説明させていただきます。資料の方は3種類ございます。順番に説明させていただきますと、まず1つ目は空気の分析結果でございます。資料のタイトルを申し上げますと、福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について、サブタイトルが第57報となっておりますのでございます。

こちらに関しましては、発電所敷地の西門、福島第二のモニタリングポストの1番というところのダストの分析結果でございます。ヨウ素、セシウム、空気中の濃度限度に対する割合としては1%程度という段階でございます。

経時変化につきましては、3ページ目、4ページ目のグラフをござんください。

続きまして、海水の分析結果でございます。お手元の資料のタイトルで申し上げますと、福島第一原子力発電所付近の海水からの放射性物質の検出についてということで、サブタイトルが第59報となっておりますのでございます。

こちらに関しましては、福島第一原子力発電所の沿岸部、沖合の地点におきまして分析を進めているものでございます。

ページをめくっていただきたいと思います。それぞれの分析結果を載せさせていただいておりまして、経時変化につきましては、グラフのとおりでございます。濃度限度付近で横ばいしないしは若干低下傾向という状態でございます。

続きまして、3番目の資料でございますが、福島第一原子力発電所構内における土壌中の放射性物質の核種分析の結果についてということで、サブタイトルが統報11となっているものでございます。よろしいでしょうか。タイトルで申し上げますと、福島第一原子力発電所構内における土壌中の放射性物質の核種分析の結果について、サブタイトルが統報11ということで、A41枚縦の裏表の資料でございます。

こちらに関しましては、これまでプルトニウムの分析を行っておりますけれども、ウランの分析結果が採取されましたので、本日、御報告させていただきます。

ページをめくっていただきます。裏面になりますが、4月25日に採取したグラウンドのところの土でございますけれども、日本分析センターさんで分析させていただいたウラン234、235、238というものにつきましての分析結果でございます。

例えばウラン238で申し上げますと、 $12 \pm 0.60 \text{ Bq/kg}$ という検出結果でございます。

なお、今回検出しましたウランにつきましても、自然界に存在するウランとの放射平衡という状態だと考えておりますので、天然由来のものではないかと考えておりますけれども、今回の事故によりまして由来に関しましては、誤差の範囲内に入る程度ではないかと考えております。

私からは以上になります。

○司会 ありがとうございます。

それでは、続きまして、文部科学省から環境モニタリング結果等につきまして、説明いたします。

○坪井審議官 文部科学省の坪井でございます。

お手元に文部科学省のクレジットの資料を2つお配りさせていただいております。厚い資料と別冊の資料でございます。

まず厚い資料の方で、17ページをござんください。従来と変えました。従来は番号順に地点名をまとめておりましたが、わかりにくいということで、前回から市町村別に観測点をまとめた形でデータをまとめるような形にいたしました。少しでもわかりやすくなるようにということで、このようなやり方にしたものでございます。

76ページをござんください。こちらは20km圏内の土壌の分析ということで、今回、ウランですとかプルトニウムについて分析を行った結果が出てきたものでございます。プルトニウムについて3つほど観測値が出ております。ただ、こちらについては、いわゆる同位体を分析したところ、フォールアウトの結果、以前の核実験に由来するものではないかと分析をしているものでございます。

続きまして、78ページでございます。実際の図面につきましては、81ページにございまして、海洋については広域化ということが観測点を増やしました。宮城県沖、茨城県沖について今回観測した結果が出てまいりましたが、データについてはいずれも不検出というところでございまして、海洋については、引き続き広域化した中で観測を続けてまいりたいと思っております。

あと、84ページからは毎週行っておりますが、学校の校庭等の測定結果でございます。先週に引き続きまして、いわゆる校庭の使用制限を超える値を出すような学校は今のところ1つもなくっているという状況でございます。

あと、文部科学省の資料ではございませんが、その資料の下に総合科学技術会議というクレジットの資料をお配りしているかと思いますが、ございませうか。表題は平成23年度科学技術戦略推進重要政策課題への機動的対応の推進及び総合科学技術会議における政策立案のための調査によるプロジェクトに係る実施方針で、5月19日付のものでございます。この中で放射性物質による環境影響の対策基盤の確立というプロジェクトがこの推進費を使って認められることになったということで、内閣府の総合科学技術会議の方から発表された資料でございます。

この中には大きく2つの内容がございます。1ページの真ん中辺りに実施内容がございますが、①の放射性物質の分布状況に関する調査研究、2ページ目にありますが、農地土壌における放射性物質除去技術の開発ということでございます。

3ページ目と4ページ目のところには、それぞれのプロジェクトについてのポンチ絵の資料を付けてございます。

まず文部科学省が主に関係いたしますのは1点目の方で、放射性物質の分布状況に関する調査研究でございます。これは従来からいわゆるゆるい土壌の濃度マップをつくるということにつきまして、この予算を使わせていただいているものがございます。中ほどにございまして、時期的には梅雨を迎える前の早急な実施が必要であるという認

識の下に、今回の測定では空間線量率のほか、陸地の土壌、河川、地下水といったところも測定の対象にしております。また、対象範囲も福島県のみならず近隣周辺の各県についても今やろうと考えております。

実際にこの中の調査研究委員会につきましては、内閣府、原子力安全委員会、農林水産省、経済産業省等の関係府省と連携しつつ、有識者、福島県の関係者にも入っていただきまして、具体的なメッシュといいますか、測定の密度とか測定範囲については、この委員会での御議論もいただきながら決めていただきたいと思っております。おむね3か月程度の実施期間でデータを収集しようと考えているものでございます。

2点目につきましては、農林水産省で全体のとりまとめをやっていただくものでございます。内容については、この資料にあるような内容でございます。

内閣府の方から発表されている資料でございますが、この会見でもいろいろと御質問があった事項でしたので、関連するものとして御紹介をさせていただきます。

文部科学省からは以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、原子力安全委員会から環境モニタリング結果の評価について説明いたします。

○加藤審議官 原子力安全委員会事務局の加藤でございます。

私からは環境モニタリング結果の評価についてという裏表にコピーしてございます1枚紙で御説明いたします。原子力安全委員会のクレジットの紙でございます。

今回は文科省から19日及び20日に公表された情報に基づいて評価を行っております。

1の空間線量、2の空気中の放射性物質濃度については、特段大きな動きはございません。

4の環境試料の方ですけれども、先ほど文科省からも御説明がございましたが、表側の一番下にございますが、20km圏内での土壌の分析が出ております。

こちらの参考資料では15ページ、16ページにわたって出ております。サンプルをとった点が16ページの地図で4か所出ておりまして、分析値などが15ページに出てございます。

まずはブルトニウムについてですけれども、15ページで文科省が御説明されているような論旨で過去の大気圏核実験によるものという評価は妥当と考えております。

それから、ウランについてなんですけれども、こちらではウラン238と234の放射能濃度比で議論がなされておりますが、私どもとしてはウラン235との存在比の関係も注意深く見る必要があるということで、今その点は若干精査させていただいております。

お手元の参考資料の24ページにまいりますと、今、文科省からもお話がございましたけれども、3県沖の海洋での広範なモニタリングが始まってございます。C1、D1などでは検出がされてございますけれども、いずれも濃度限度以下ということでございます。また、海上のダストの中の放射性物質も不検出ということでございます。

それから、参考資料の25ページ、26ページにまいりますと、今度は東京電力の方で発

電所沖合30km圏内、沿岸で行われた結果が出ておりまして、1番あるいは2番の地点でセシウムについて濃度限度を超える値が出ていることがあるという状況でございます。今後とも海洋関係は注意深く見守っていく必要があると思っております。

最後5番目の全国の放射能水準調査でありますけれども、特段大きな変化はないという状況でございます。

私からは以上でございます。どうもありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、3番目でございますが、各プラントの状況につきまして、東京電力から説明いたします。

○松本本部長代理 東京電力から発電所の状況につきまして、御説明させていただきます。

まず1つ目が福島第一原子力発電所の状況ということで、A4の縦の裏表1枚ものを御確認ください。福島第一原子力発電所の状況ということで、A4縦の1枚ものでございます。

タービン建屋のたまり水の処理につきましては、午前中の会見で御案内したとおりでございます。後ほど会見終了時までに最新値をお示ししたいと考えております。

次のトレンチ立坑、タービン建屋の水位につきましても、同様でございます。

放射性物質のモニタリングにつきましては、先ほど海水中の方で詳しく申し上げたとおりでございます。

使用済み燃料プールの注水、放水でございますけれども、今日は4号機に対しまして、コンクリートポンプ車による放水を約140t予定しております。

裏面の方に移りまして、原子炉圧力容器への注水でございますけれども、1号機は6m³/h、2号機は7m³/h、3号機につきましては、消火系から6m³/h、給水系から12m³/hで、合計18m³/hでございます。

少し追加の情報がございますが、本日15時12分から15分におけまして、給水系のポンプの切り替え操作をしております。こちらはこれまで消防車によりポンプで給水しておりましたけれども、電動給水ポンプの方に切り替えるということで、15時12分に一旦消防ポンプを切り替えて、15分に電動駆動の給水ポンプに切り替えたということでございます。停止期間は3分程度でございますので、現時点で压力容器の温度等の大きな変化は見られておりません。

高台に設置したと書かせていただいたものに関しては、津波対策ということでポンプ本体を津波にかぶらないところに置いてあるという状況でございます。

1号機への窒素封入とその他瓦れきの撤去状況、飛散防止剤の散布状況につきましては、会見終了時までに本日の実績を御案内できればと考えております。

この資料につきましては、以上になります。

それから、プラント関係のパラメータの資料を2種類御案内させていただきます。

○細野補佐官 まず1点目ですけれども、7時半までは水がなかなか入りくい状況だという前提で話をしておつたんです。ですから、水を入れるか、もしくはホウ酸を入れて確認を確保するかという議論をしていたわけではないんです。この準備期間にしっかりと確認をした上で、最終的に判断をしてゴーを出した方がいいだろうという判断をしていたというところでございます。

専門家の方の間からもホウ酸を入れた方がいいだろうという判断でありましたので、最終的にゴーを出したときには、ホウ酸についても続いて入れて入れるという形になっていくということでございます。

○松本本部長代理 東京電力でございますけれども、まだきちんとした炉心の解析はできておりませんが、先般、御案内させていただいた炉心の解析の結果を少し申し上げますと、15時30分の段階でいわゆる非常用復水器が全部止まったということ、その後の進展を解析いたしますと、3月11日のたしか19時過ぎだったと思いますが、その時点からベレットの溶融というのが始まっておりまして、今回12日の15時36分に水素爆発が起こっておりますけれども、こちらに関しては、その後の海水注入の停止でございまして、そういったところには今回の55分の中断に関しては、余り影響がなかったのではないかと考えられます。

○西山審議官 原子力安全・保安院では、今、東京電力からの報告をいただいていた分析している最中ですので、ここでのコメントは差し控えたいと思います。

○記者 追加で1点だけ、先ほどの細野さんの説明ですと、海水の試験注入を続けるかどうかということ、官邸の方から再臨界の話があったということ、どちらの順位が高いかという判断をしたのは、東電が判断をしたということ、それによろしいんですね。

○細野補佐官 何度も同じことを申し上げて本場に申し訳ないんですけども、海水注入ができる状態であるということも、しているということも情報が入っていないかたんです。ですから、私どもとしてはしっかりと準備をした上で海水注入をすべきだという判断をしたということ、

○記者 要するに止めるという判断をしたのは、東電が判断をしたということ、いいんですね。

○細野補佐官 その判断は私どもはしていません、そもそも知らなかったわけですね。

○記者 ですから、東電がしたということによろしいですね。

○細野補佐官 政府としては、そこは全く関与していないということ、

○記者 わかりました。

○司会 それでは、前の列の女性の方。

○記者

関連なんですけれども、これは西山さんの方がよろしいのか、試験注入の開始と停止は口頭連絡で、保安院は記録を残していない、官邸にも伝えていなかったということなんですけれども、口頭というのはいけなかったことなのか、それとも妥当だったのか、それ

はどうなんでしょうか。それが1点です。

以下、細野さんにお願いたしたいんですけども、官邸の懸念で注水を停止したということなんですが、明確な指示ではなく懸念で停止したというのとはわがかりにくいのと思うんですけども、指揮命令系統をしっかりとすり合わせるべきではないのかということ。

もう一点は、今後事故の検証が行われると思うんですけども、公正な立場に立った検証が行われるためには、例えば東電の議事録、政府の議事録、もしくは航空機事故のフライトレコーダーのようなものを用意してあるとか、公正な検証に頼るエビデンスがあるんでしょうか。どんなものがあるんでしょうか。

以上をお願いいたします。

○西山審議官 まず保安院の方から、書面であるべきだったかどうかということについては、書面であった方が望ましかったとは思いますが、非常事態のときですから、法律上責められるかどうかというのはよく考えてみる必要があると思います。今ここではわかりませんが、やむを得ない面もあったのではないかと思います。保安院ではそれを認識してないかたというのが実態でありました。

○記者 そこら辺は東電の落ち度ではないということですか。

○西山審議官 東電の落ち度とは言えないと思います。そこはよく検証してみる必要があると思います。

○細野補佐官 12日の時期というのは、ベントがようやくできて、その後、状況が更に厳しくなつて、水素爆発という極めて厳しい時期だったんです。だからこそ、さまざまな事象局面というのは、それこそ担当大臣からの指示という、まさに指揮系統に基づいた判断でなされるべきだろうと当時官邸では考えられていたわけです。ですから、海水の注入についても明確に確認ができた段階で20時5分に指示を出しているということ、ごままして、その状況の中でいうと、指揮系統は極めて明確であったと思います。

○記者 指示に基づかずに海水を注入した東電の判断は間違っていたということ、なんでしょうか。

○細野補佐官 そこは先ほども申し上げましたけれども、是非皆さんに御理解いただきたいんですが、現場の責任などをここで議論するというのは、むしろこれからのことを考えれば、一つひとつのことを彼らに本場に責任を持ってやっていただかなければならないので、それはしたくないわけです。ですから、法的には問題ありません。これは法律に基づいて、それこそ指示を待たなければいけないということではありませんで、現場の判断は現場のぎりぎりの状況の中で、政府としては批難をできないだろうと私は思います。

○記者 最後の公正な検証の点について、お願いいたします。

○細野補佐官 公正な検証はできるだけやりやうかと思っています。今回、皆さんからのいろいろな報道であるとか御質問も受けて、このことについて検証に近いような形で関係者からヒアリングをしておつて、ほぼ記憶がびつたりそろつたところについてしっかりとということ、口頭というのはいけなかったことなのか、それとも妥当だったのか、それ

フライトレコーダーのような明確な記録が全部残っているわけではないんです。それだけの場面でさまざまな話が行われておりますので、そういったものは特にこの初期の段階には存在をしませんので、全員がしっかりと記憶を呼び戻して、事実をしっかりと述べるということで、当時の状況は確認をするのが最もいい方法だと思います。

勿論、記録というのはあいまになる部分はあるんですけども、こういう重要な場面において多数の人間に確認をすれば、かなり確実な事実が明らかになるという印象を今回私は持ちました。

○記者 事故発生当時はやむを得ないと思うんですけども、発生以降2か月以上が経っているわけで、IAEAにも検証の結果を報告しなければならぬわけですから、明確な検証可能なもの、何らかの方策を考えるべきではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○細野補佐官 IAEAの報告書は今つくってございまして、技術的なことについては現在検証しております。

どういったものをおっしゃっているのか私もわかりかねるんですけども、例えば安全委員会が議事録を残すようにしたり、我々もさまざまな会議についてできただけそれをしっかり記録に残したりということは今やっているところがございます。

○記者 普総理はすべてオープンにするとおっしゃっていらっしゃいますが、議事録というものも後々マスコミに公開されるのでしょうか。

○細野補佐官 すべてのものについて議事録をとっているわけではありませんで、それは何らかの形で公開ができるものと、実際にならないものとかあると思います。

○記者 今後なるべくそうといったものを残そうという御努力をされるお考えはありますか。

○細野補佐官 それは現在もしております。

○司会 よろしいでしょうか。

それでは、次の御質問いかがでしょうか。前の男性の方、あと後ろの真ん中の列の方。

○記者 確認させてください。海水注入によって再臨界の危険性があるというのは、こういったことを根拠にして安全委員長がこう判断したのか教えてください。

それと、7時半まで水が入らないという前提で議論をしていたということでしたら、そもそも官邸としてはこの議論が終わるまでは海水は注入すべきでない、待つてほしいと思っていたんでしょうか。

もう一つ、東電に聞きたいんですけども、東電としては一刻も早く海水を入れたいと思っていたわけですね。海水を入れることによって再臨界の危険があるという認識は東電側にはあったんでしょうか。官邸側がこう考えているのと、東電がこう考えているのは、多分その食い違いがあると思つたんですけども、そこはお互いどういいう認識だったのか教えてください。

○細野補佐官 まず原子力安全委員長がどういいう理由でそういうことをおっしゃったかという点については、確認はしております。

それと、7時半までは入れるべきではなかったのではないかと、今、御質問されましたけれども、入れるべきであったか、入れるべきでなかったかということではなくて、入れることができないということを前提に議論をしておりますので、前提がそういうことだったということ、今、おっしゃったような判断をしているということではありません。

○松本幹部部長代理 東京電力の認識でございますけれども、以前の真水の注水も含めまして、真水の注水、その後の海水の注入の段階では、私もといたしましては、制御棒の全挿入等がございましたので、海水の注入に関しては、問題ないものとは判断をいたしております。

○記者 そうだとすると、そもそも海水注入によって再臨界の危険性がないのかと聞いたのは総理なんです。だから、総理から始まって安全委員長がそう答えて、つまり海水注入に対して再臨界の危険性があるというのは、恐らく総理発、安全委員長発の話であって、東電側としてはそれはないと思つていたんです。そこはどうなっているんですか。武黒さんは帰つてしまいましたが、例えば武黒さん本人からは海水をそのまま注入しても大丈夫だとか、そういう話はなかったんでしょうか。

○細野補佐官 すべてを覚えてはいるわけではないので、明確に記憶を呼び起こせない部分があるんですけども、私の覚えている範囲では海水を入れてもここは大丈夫なので、それでいいという話はなかったやに記憶をしております。

○記者 先ほどの話で1点確認させてください。海水注入の結果を保安院が総理に説明したのは19時40分までかかったわけですね。そうすると、官邸としてはあくまで保安院が総理に説明してから、海水を注入するべきだったという流れだったんでしょうか。

それとも、例えば飯の話をしてもしようがないんですけども、実際は7時の時点で海水注入が始まっていたわけですね。この連絡が飯にうまくいっていったとして、要は官邸の中で海水注入は本当にいいのかという話をしていっているときに既に東電がやっていたとしたら、それは別にいいという議論になっていたのか。それとも官邸の中でやはり海水注入は危ないから1回待てという雰囲気になっていたのか、細野さん、それはどちらですか。

○細野補佐官 先ほど武黒フェローの発言についても、そういう話はないわけではないかということも申し上げましたけれども、武黒フェロー地震が当分海水は簡単には入らないということも前提に話をしておられたので、先に入らせてくださいということも多分言うような前提におられなかったんだと思います。ですから、そういった意味では、認識は武黒フェローも我々もほぼ一致をしておいたんだらう。つまり海水注入をする場合はどういう条件でするのが安全なのか、その条件が整った時点で入れるという認識が共有されていたのではないかと思います。

○司会 後ろの方、どうぞ。

○記者

3点なんですけれども、海水注入の点について1点なんですけども、これは前段で入りにく

いとか、入らないという話があった中で、急遽総理から注目の指示が出ているわけですから、この経過というのは、入らないと言っているのに入れると言って、入れるという指示を出したら入らなくなったのが何となくしくりこなくて、この間に入らないという人だけれども、どうも入っているようだという情報が来ているのではないかと思うんですけれども、その点はどうなんですかというのが1つ。

あと放射線の影響の関与関係なんですけれども、文科省の放射能を正しく理解するためにというのが先日聞いたがんの発生率とがん、死の発生率についての訂正ができていないよななんですけれども、これは近々される予定なんじゃないかな。

それに関連して、原子力安全委員会の事務局から低線量放射線の健康影響についてというところがホームページに出ているんですけれども、この中にいわゆる低放射線であっても比例的にがん、死のリスクが発生すると考えるべきだというICRPの記述を引いた上で、一番最後に、しかし、日本のがんの死亡率というのは、20%だから、0.5%ぐらいいくつか増えただけのことなんでしょう、日本のがんの死亡率と比べると、つまり変動の範囲の中にあると言えるみたいなのを書き方としてあって、これは、1,000人に5人が亡くなるということのリスクを余りに軽視していて、これは事務局の見解なのか、きちんと委員会の方に話をした上でこういう見解を出しているのか、ちよつとわからないうので、その説明をしていただきたいということ。

細野さんには、1,000人の5人のリスクがあるということを経視するような書き方をしている事務局はいないんではないかということをお話を聞きたいです。

それから、崩壊熱の件なんですけれども、各号機ごとの燃料の状況、燃料の使用歴等から崩壊熱の状況は変わってくると思いますので、数値、グラフを出していただきたいと東電にお願ひしたんですけれども、それはどうなっているでしょうかということ、もし仮に東電が出せないというのであれば、少なくとも保安院はそのデータを持っていると思うので、保安院から出していただきたいということ。もし保安院が直接のデータを持っていないとしても、燃料の状況とか、使用歴とかは保安院は持っていると思いますので、少なくともそれを基に、数値、グラフは作成できると思っていますので、出していただきたい。以上です。

○細野補佐官 まず、第1点目の、水が実際には7時過ぎから入っていたという情報は官邸には入っておられませんでしたが、これは是非皆さんに御理解いただきたいんですが、我々も、これだけの事故ですから、いろんな事象について、事実はずべて認めます。それを覆い隠しても、絶対に必ずどこかで明らかになるし、決して日本にとっつていいことではないし、世界にとっつてもいいことではないということ、すべて真実をお話します。ですから、その中で確認をした事実を上げていきますので、そういう前提では是非聞いていただきたいと思ひます。

安全委員会の事務局のがんの可能性の話は、私、事実を存じ上げませんので、事実を確認をした上でお答えをしたしたいと思います。

1つお願ひなんでしょうけれども、厚生労働省から部長にわざわざ来てもらっているんですね。前回、皆さんからいろいろ御要望があったので、かなり無理を言ってきたら、あります。御質問がないのであればお帰りをいただきますので、あります。あります。優先して先に聞いてください。終わったら、部長には帰っていただきますので、お願ひします。この記者会見が担当ではないので、部長には帰っていただきますので、お願ひします。

○司会者 それでは、とりあえず返していただいようかしらね。
○細野補佐官 質問あるんですよ。では、これが終わったら、厚生労働省への質問を優先してやってください。

○ 文部科学省でございます。冒頭に御回答すべきところ、大変失礼いたしました。御指摘の点について、資料の中に適切でない表現があったと思ひますので、今、資料はホームページから落としてお戻りして、修正していきたく思ひます。

○加藤審議官 安全委員会ですけれども、この場でも、低線量放射線の健康影響については正確に伝えるべきだという御意見がありましたので、このようなものをホームページにアップしたわけでありまして。クレジットは事務局になっていきますけれども、委員にきちんと一言一句お話しして載せているところがございます。要は、100mSv以下でも一定のリスクがあるという考え方に立っているわけですから、ただリスクがあるというだけではなくて、そのリスクの度合いがほかのリスクと比べてどうかということをお示しすることも、これもまた重要だろうと。ここは委員も非常に重要視しているところがございますので、そういったことで最後のパラグラフが入っているということでございます。

○松本本部長代理 東京電力から崩壊熱の状況につきまして御案内させていただきます。これにつきましては、先般、会見で報告させていただきましたとおり、5月15日の時点で1号機が1.4MW、2号機、3号機が2MWでございます。グラフにつきましては、今、準備をしているところでございます。

○司会者 イズミさんはよろしいですか。

○記者 済みません、聞き漏らしたんではないんですか。これはターマとの換算の方法は、今、来ている部長に聞いた方がいいんですか。これはターマと違うんでしょうか。

○司会者 換算の方法と言いますと、単に数式の話ですか。

○記者 換算の方法についての説明が、どこを見たらいいの。国民がちゃんと理解できるように説明がされているかどうかということなんですか。

○本田食品安全部長 厚生労働省のホームページもございしますが、これは基本的に原子力安全委員会のホームページを引用しておりますので、そちらにお聞きいただきたいと思ひます。

○司会者 それでは、厚生労働省への質問をまずお受けしたいと思ひます。前の列の女性の方、後ろの列の男性の方、お2人でございませぬ。お願ひします。

○記者 ほかの方にも質問あるんですが、とりあえず厚生労働省関係ということですか。

○司会者 一緒に結構です。

○記者 一緒にいいですか。まず、1つは、厚生労働省関係だと思ふんですけども、お茶からいろいろ放射性物質が検出されているとか、ただ、農家の方は余り測ってほしくないというような事情もあるよふなんでしょうけれども、もつと広域的に、そういった食品関係の調査を推進していくことはされないのかどうかということと、これは文科省にも関わってくるのかもしれないけれども、いろいろ基準値がありますけれども、特に学校給食で使われるような食材に関しては、より厳しい基準値を設けていく必要はないのかどうかということについて、御見解をいただきたいと思います。

あと、東京電力には、非常に基本的な質問で申し訳ないんですが、フェローというのはどういう位置づけなのかを教えてくださいたいのと、以前、この会場で動画のカメラを設置するとう話があったように記憶するんですが、それはどうなっているのか。それから、何度もしつこくして申し訳ありませんが、一時金の仮払いは何の程度まで進んだのかということをお聞かせください。

それから、細野さんには、さつきから水が入らない、入らないと言われているんですけども、どうして入らないという判断なのか、入らないというのは、どこか詰まって入らないとか、そういうことなのか、よくわからなかったのか、なぜ入らないという判断をしたのかということ。

それから、安全委員会には、斑目さんは再臨界の可能性について、具体的に何とおっしゃったのか、その言葉を聞かせてください。

以上です。

○梅田食品安全部長 厚生労働省でございます。まず、お茶の件でございますが、実は今まで、このお茶の件が出るまでは、12の都県に、福島から隣接して、そういう値が出たところに検査を依頼しております。そして今回、神奈川県から出たということと、これも非常に静岡に近いということで、神奈川県、静岡にも検査をお願いしたところでございます。これは、どのような状況が出たかということで、また隣接の県、府まで行くかもしれませんけれども、それはその時期に応じて指導していききたいと思ひます。ただ、どこの都道府県でも、かなりモニタリングを進めていることは確かでございます。

それから、子どもに設定して配慮するというところでございしますが、この暫定規制値の基準になりました原子力安全委員会の値は、成人、幼児、乳児、全部について、放射能の影響の度合いと食品の摂取量を勘案して数値を算出してあります。その値の中から最も厳しい値を使用値として設定してあります。かなり安全側に立った数値を採用しているところでございます。食品安全委員会が健康評価全体の見直しもしております。その結果、またそういう値が出ましたら、それに従って、我々は管理の値を考へていききたいと思ひしております。

以上です。

○文部科学省でございますが、ただいま厚生労働省の御説明にありましたことと、特に学校給食について違う基準をつくる必要はないかと思ひしております。

○松本本部長代理 東京電力からでございますが、リアルタイムの画像のホームページアップにつきましては、今月を目途に準備を今、進めている段階でございます。

○フェローは現在5名お入りして、技術研究、研究職ですね、その適切な助言を行う技術系の職員でございます。社長を補佐する役割でございます。

仮払いについては、今、確認をしておりますので、確認でき次第、御報告したいと思ひます。よろしゅうございませうか。

○細野補佐官 入らないというのは、私の理解は、準備が整わないと。水素爆発の後でもありましたので、入るところの状況までたどり着かないという、そういう趣旨と受け取っております。正確になぜ入らないのかとか、どういう状況なのかということについて、余りやりとりをした記憶はございません。

あと、安全委員長ですけれども、このメンバーの中でその場にいたのは私だけです。総理から再臨界の可能性はないのかと問われて、再臨界の可能性はありませんという趣旨の御発言をされました。

○記者 学校の給食の件なんですけれども、さつき厚労省の方は、安全委員会からの基準でおっしゃいましたでしょうか。

○梅田食品安全部長 この暫定規制値、現在の規制値の基になった数字は原子力安全委員会をつくられた値でございます。

○記者 ただ、原子力安全委員会は、子どもにも20mSvということで、大人も子どもも関係ないという判断をしたことあるわけなので、もう一度、子どもの食材に関して検討するということは考へられないのでしょうか。これは安全委員会にもお伺ひしたいと思ひます。

○加藤審議官 安全委員会ですけれども、先ほどのベクレルとシーベルトの換算というの、恐らく食品の基準でのベクレルとシーベルトの換算ということかもしれませんので、その点も含めて御説明したいと思ひます。

私どもの防災指針の中で決めております飲食物摂取制限に関する指標は、ヨウ素の飲料水、あるいは牛乳などへの含有量の指標につきましては、そういうものを1年間取り続けた場合に、甲状腺の等価線量が50mSvになるような量として定めてございます。

また、放射性セシウムについてのそういう指標値につきましては、日本人の普通の食生活の中で取る食品すべてにある一定の濃度のセシウムが入っていったとして、年間の実効線量が5mSvになるのはどのような濃度かということから逆算して決めているものでございます。

50mSv/年でありますとか、5mSv/年というのは、ICRPの関連の勧告にある値で載っているものでございします。また、甲状腺の場合ですと、年間50mSvになる値を計算する、それと食品中の濃度を関係づける段階では、ちよつと済みません、年齢に応じた考慮を考へておられます。

○記者 チェルノブイリの事故の後に輸入食品をいろいろチェックするということがあり

ましたけれども、そのときの基準に比べて、むしろ高くなっているという指摘もありますけれども、それはどうなんですか。

○加藤審議官 今、チエルノブイリの後の規制値が手元にございませぬので、それはまた後ほどということにさせていただきます。

○記者 わかりました。では、それは何ってから、必要があれば再質問します。

○司会者 それでは、後ろの男性の方。

○記者

19日に食品の放射線物質の汚染の検査体制について質問させてもらいました。今日、梅田さんが見えているわけですが、先ほど、12都県に依頼したと。静岡、神奈川は今回依頼したということは、神奈川、静岡は12都県に入っていないかということでしょうか。それが1点。

そして、何をいつ検査するかということは、厚労省が指示されるんですか。それとも各自治体任せなのか。委ねられているのか。その点が2点目です。

先ほど4月4日に各県に指導ということをおっしゃいましたが、どのくらいの食品の検査をされたのか。そして、全体の結果はどのような形で開示しているのか。一般の方が見られるような状況になっているのかどうか。

あと、これは素人の質問なんですけど、ヨウ素とセシウムということですが、それだけで十分なのかどうか、ほかに調べる必要はないのかどうかという点。

あと、時期を見て、これからも依頼を拡大するような発言もされましたが、かなり広範囲にわたっているということが徐々に、この数日間だけの報道を見ても出てきています。お茶の葉ということが散見されていますが、そのほかにもあるんじゃないかという危機感がどんどん高まるんじゃないかと思えます。その辺、検査の拡充、検査体制の状況、これらの課題と、これからの見通しなどを聞かせてもらえたらということなんです。

以上です。
○梅田食品安全部長 まず、検査でございしますが、指示を出しているところだけがやっているとこのことではございませぬ。これは47都道府県すべてがやっております。先ほど申し上げましたように、食品衛生法における、そのような検査は都道府県の自治事務になっておりますので、我々としては、まず、福島で事故が起こり、その周辺のところで高い値が出たときに、その隣の県にまでわたって、こういうものを進めてくださいとお願いたのが12都県です。そして、今回、このお茶が神奈川県で出たということ、神奈川県、静岡にもお願いたということ、そのほかのところではやっていないということではありませぬ。

それから、品目につきましてですが、具体的にこれをやりなさいとか、どの頻度でやりなさい、それは都道府県でお考えいただくべきことで、我々が都道府県の状況をすべて把握しているものではございませぬので、生産状況を勘案した主要な農産物、それから、その都道府県で流通しているもの、それから、いろいろな環境モニタリングで出てきたもの、

そういうものを踏まえて、都道府県で判断していただきたい。そして、都道府県で、どのような頻度で成すべきなのかをお考えいただきたいということ、こちらの方からお願いをしていこうとさせていただきます。

それから、今まで、都道府県とか、いろいろいろいろなところでのデータを集約しております、昨日現在で3,600件。厚労省のホームページを開いていただければ、この3,600件全部わかりますし、時系列に出ております。その地域、地域、例えば、いわき市ならいわき市、宇都宮市なら宇都宮市をクリックしていただければ、そこでどのようなように出ているかということも見られるようになっております。

以上でございます。

○記者 済みません、関連で。では、南足柄は自主的な検査によって判明したわけですが、これは今、都道府県が生産状況を勘案して判断している、その判断の中では漏れていたということですね。

○梅田食品安全部長 食品というのは本当にたくさんのものでございます。それを全部、こちらでこれをやれ、これをやれと言ふことはできませんので、それは、その都道府県、または政令市、保健所を持っておりまして中核市、そのところで判断して、自分のところの主要農産物ということで検査をされたわけでございます。その検査のデータについては、すべからず、その都道府県、中核市等でも公表して、今回こういう値が出たということでございます。

○記者 しかし、一番茶が5月の初めに収穫されることはわかっているわけで、それが自主検査によってしか出てこれなかったという、このシステム自体、つまり、ほかに漏れているものがどんどん出てくるのではないかという不安が逆にあおられてしまいがち。これが最後にします。

○梅田食品安全部長 それは都道府県でどのようにお考えになるのかということでございますので、都道府県の検査を支援するのが我々の大事な仕事だと考えております。

○司会者 それでは、厚生労働省に質問の方を優先ということ、おられますでしょうか。では、後ろの方。

○記者

質問の前に1点、細野さんにお願いなんですが、今回、厚生労働省の方を呼んでいただくのは大変ありがたいんですが、できれば事前にお知らせいただけたら、質問等用意しやすいので非常にありがたいんですが、お願いできますでしょうか。

○細野補佐官 キノさん、実は前回に、次、呼んできますからと言ったんですよ。

○記者 そうでしたか。済みません。申し訳ないです。わかりました。

では、先ほどの質問の関連なんですが、検査体制を含めて、通常のものをもそのまま継続するというように聞かされたのですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○梅田食品安全部長 通常のものといいますが、実は、今まで、こういう事故がありませんので、放射線の検査は、国内では、私の知る限り、ほとんどとされておりました。

されており、外国のものが日本に入るときに、検疫所で、輸入食品、それから、皆様がお持ち帰りになる食品についての検査はやっております。国内では全くやっております。

今回、これを受けて、各都道府県、緊急の体制を組んで、例えば、宮城県などは検査ができる体制が全くなかったところを、東北大学に頼み込んで、東北大学が承知していただいて検査をしていただいたりとか、本当にいろいろなルートを使って、我々も検疫所、国立公衆衛生院の者も緊急にたくさんさんの検査ができるようにして、今、対応しているところがございます。各都道府県でも、今までとは違った体制で検査を進めておるところがございます。

○記者 そういった都道府県の検査体制に関して、国の方からは、何か指示、指針なり等を出されているのでしょうか。今までやったことがあるとはとも思えないので、今のお話だと、最終的な期間であるとか、品目については都道府県の判断にすべて任せているように思えるので、要するに非常の事態なので、国の方で特別に何か指針を出すなりということにはされないのでしょうか。

○梅田食品安全部長 都道府県にただ任せただけではなくて、監視指導課に毎日、都道府県から相談が来て、その相談に我々は答えております。ただ、この品物をやりなさいだけですよと、我々はその地方の特産品とか、例えば、最初のころ、葉菜類と言いますか、葉っぱがかなり出たわけでございますが、その県独自で、その県だけで消費されている、我々は全く知らないような、西日本の方は全く知らないようなものもございまして。そういう意味では、国の方でこのものと指定されたら、かなり落ちがあるわけでございますので、どのようなものを調べるかというのは、都道府県、現場の住民に近い、その生活を一番わかっていただけたところで、衛生部局が常に農水部局と相談しながら、どのようなものを今後やるべきではないかということを進めておるところでございます。

それから、測定方法につきましては、先ほど申し上げましたが、平成 14 年にこういうような測定方法ということを出しております。それから、今年の 4 月にいたしましたガイドラインでも、実際、具体的にこのようなものをと特定するのではなくて、このような形で考えてくださいということ、我々の方から通知をお出しして、実際それをどう運用していくかということには、毎日の都道府県との連絡の中で相談しながら進めておるところでございます。

○記者 今の測定方法というのは、きちんと都道府県に配備されているものでしょうか。

○梅田食品安全部長 これは測定方法でございますので、通知で都道府県には行っておりますのでございます。

それから、測定機器については、都道府県で必ず測定機器を持たなければならぬということはありませんので、都道府県で持っておるところもございまして、持っていないところは、検査はそれ相応の機関に依頼していただければいいことになっております。

○記者 それは厚生労働省では確認されていますでしょうかというのと、検査体制に関し

て抜けがあった場合については、最終的な責任というのはどういった形になっているんでしょうか。

○梅田食品安全部長 現在、47 都道府県すべてで、この食品について検査をしておるところでございます。

○記者 もう一点、最終的な責任、抜け等があった場合は、都道府県の責任ということになるんでしょうか、厚労省の側になるんでしょうか。

○梅田食品安全部長 抜けということがどういことか、私にはわかりませんが、この検査自体については、現在は都道府県の自治事務になっております。

○司会者 厚労省への質問ですね。後ろの女性の方。

○記者 さっきの御回答のことについて聞きたいのですが、セシウムについては、普通の食生活をして年間 5 mSv で考えているということだったと思えますけれども、特に福島の人、さっきから給食の話をしているのは子どもたちへの話なんですけれども、普通の生活をしても、空気、あるいは地面に放射性物質があつて、ほかの地域、例えば、九州とか、中国地方とか、四国とか、そこの子どもたちよりははるかにほかの機会、食べる以外でも放射性物質を取り込む危険性にさらされているわけですね。ですから、そういう地域の子どもたちはなおさらのこと、むしろ食べる物から取る数値を下げるという方向に行かなければいけないと思うんですけれども、その点で基準を下げるということは考えられないのでしょうか。

それから、さっき質問したチェルノブイリのときには 370 ベクレル/kg の規制だったと思うんですけども、今、厚労省のホームページに出ていろいろな指標を見ていると、例えば、野菜や穀類、肉、卵、魚など、500 ベクレル/kg と書いてあります。輸入食品の方が取る頻度は少ないはずなのに、何で国内の食品になると基準が上がるといふのでしょうか。

○梅田食品安全部長 この食品の値は、先ほど原子力安全委員会からも御説明いたしましたように、国際放射線防護委員会 (ICRP) の勧告及び食品摂取量を考慮して定められておきまして、我々はそれを引用しました。これは一般的な考え方で、外国で事故があつたときに、その国に入れるときの、いわゆる遮断の数値と、実際、こちらの中で事故があつたときの数値の考え方は必ずしも同一ではないというふうに、いろいろな先生方からも言われておりますし、500 と 370 を比べましたら、500 の方が高うございますが、ほかのいろいろな数値を比べても、同等のオーダーでございまして、我々は今回、この ICRP の勧告及び食品摂取量として考慮して定めた、この値に基づいて、きちんと食品の監視をしてまいりたいと考えております。

○記者 外国で事故があつたときに止めるのと、日本で事故があつたときに流通させるものと、どうして基準が変わるのかがよくわからないんです。同じ人間が食べるわけなのに、急に耐性が強くなるということも考えにくいと思うんです。ということ、さっきの福島の子どもたちの話についても御回答いただきたいと思つております。

○梅田食品安全部長 まず、食品につきましても、輸入食品を検査で止めるときの考え方でございますが、これは世界で共通の考え方でございますが、基本的にその国で食べるものは自分のところで生産して、外国からのものはなくともいいという考え方に立っております。我々は、その国でつくられたものを食べて生きていかなければならぬということがございますので、外で起こった事故のものに対しては厳しい考え方を取るというのは世界に共通した考え方でございます。

先ほど御質問のありました人間の体全体の許容量とか、そういうことにつきましては、これは原子力安全委員会の御判断を待ちたいと思います。

○記者 福島県の件をお願いします。

○加藤審議官 先ほども申し上げましたけれども、こういった指標値を出す過程で、年齢による違いをどう考慮しているのか、そこをよく調べさせていただいたのだと思います。

○記者 わかりました。では、年齢だけではなくて、地域で、福島の場合は、そこで生活しているだけでたくさん放射線物質を取り込む可能性があるという中で、考慮するのはどうかということも併せてお願いします。

○司会者 それでは、梅田部長におかれましては、どうもありがとうございます。前回の男性の方です。向こうの列の前から2人目の男性の方です。

○記者

16日に東京電力が発表された地震当日のプラントデータのまとめについてお聞きしたいんですけれども、1号機の運転日誌の中に、17時50分に、エアロック入ったところでおバーサーケールしているというコメントが書いてあって、300cpmとありまして、あと、21時8分に、10秒間で0.8mSv、1,000カウント/secという表記があります。これは何方とも放射線物質が建屋内に充填していることを示していると思うんですけれども、一体いつの時点から1号機の放射線物質は原子炉格納容器の外に出たのかを、どのように考えているか教えてください。

その関連なんですけれども、その後の時間、21時10分に、まだ原子炉の水位は頂部より30cm上にあるというような記録もあって、その時点で燃料が溶融してないのに放射線物質が出てくるような結果に見えるんですけれども、これをどういうふうな理解しているのかを教えてください。これは、東京電力と、できれば保安院にもお聞きしたいんです。

○松本部長代理 16日にお示しさせていただきましたのは、現在、東京電力で持っているデータ、いわゆるホワイトボードに記載してある部分を含めて、報告聴取の対象になっておりますので、保安院に提出した資料でございます。こちらに関しては、現在、分析をしている段階でございます。こういったメモが一体何を意味しているものかにつきましては、検証中でございます。

また、21時10分に水位の話がございましたけれども、原子炉水位に関しては、この段階以降もそうでございますけれども、凝縮層の問題がございまして、適切な値ではなかったんじゃないかと類推しておりますが、その点につきましても引き続き検証させていただきますと考えています。

○西山審議官 原子力安全・保安院におきましては、東京電力から提出のあった資料について現在解析中ですので、今ははっきりとしたことは申し上げられません。

○記者 その関連で、もしこれがそのままオバーサーケールであれば、津波が来てから2時間で1号機で放射性物質が出ていることになるので、恐らくどこか配管の問題があるのか、そういうことも想定されているんじゃないかと思うんです。配管の問題がなくて、ただ損傷と溶融が進んでいくだけでは、計算上は2時間では燃料は外には出ないはず、燃料の損傷はないはずなんですが、それについての想定はどのようにされているんでしょうか。ちなみに、共同通信などでは、地震による配管の損傷を考えているという報道がありましたが、地震による配管の損傷はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○松本部長代理 現時点で得られるまでの期間につきましては、紙に残っておりますいわゆるチャート、それから、計算機に残っている記録を今、見ているところではございませぬけれども、地震によりまして直接、冷却材喪失事故が起こったような兆候ではございませぬで、原子炉が自動スクラムした後の状況を維持していると考えております。したがって、津波が来るまでの期間につきましては、地震によるスクラム以外の事故がこの時点までに発生しているということは、可能性としては極めて小さいんじゃないかと思っております。その後、15時30分過ぎに実際に津波が襲ってくるわけでございませぬけれども、それ以降につきましては、現在、聞き取り調査、それから、記録類を調べているという段階でございます。

○記者 それは、地震が来てから津波までの間に、圧力容器とか水位に変化がないからということでもよろしいですか。

○松本部長代理 変化がないというよりも、通常のスクラムが起こった後の変化は起こっておりませぬけれども、それ以外に何か事故の兆候を示すような水位ですか、圧力の変化がなかったということでございます。

○記者 そうすると、津波が起きてから2時間で放射線が格納容器の外に漏れていることは、その兆候には当たりませぬか。

○松本部長代理 現時点では、地震によりまして津波が襲ってくるまでの約40分間程度につきましても、プラント上、何か異常な状態ではなかったとと考えています。その後の状態につきましても、今後の検証、それから、解析によりましてフォローが必要だと考えています。

○記者 済みません、もう一点だけ。3月12日の1時5分にドライウエルの圧力が8気圧になっているんですけれども、これは圧力抑制室が機能していないということではない

かと思うんですが、この圧力抑制室が機能していない理由というのは現在考えられるんでしょうか。それは、例えば、地震による損傷というのはいないんでしょうか。

○松本本部長代理 圧力抑制室が機能していないというよりも、圧力抑制室で蒸気を冷却するわけでございますけれども、それ以上の熱源、蒸気といったものが発生して、格納容器的全体の圧力が上がっていったんではないかと思っております。

○記者 それは、どこから圧力容器にこれだけの圧力のもが行っているとお考えですか。
○松本本部長代理 現時点ではまだしっかりとした検証ができておりませんけれども、先般お示しさせていただいたように、1号機に関しては、15時30分に非常用復水器が全停止したという過程で炉心の状況を解析いたしますと、当日の19時過ぎから燃料ペレットの溶融が始まりまして、翌日の6時ごろには大部分の炉心が圧力容器の底部に落下したという解析がございまして、そういった炉心の損傷の影響を受けているのではないかと考えています。

○記者

東電の松本さんに3点と、保安院の西山さんに1点お願いいたします。

昨日、1号機の原子炉建屋内に作業員の方が入られました、ガンマカメラで放射線量の計測を行ったということなんですが、途中結果でもよろしいので、それについて教えてください。

あと、今日15時ごろに3号機給水系のポンプの切替え作業を行ったということなんですが、改めて3号機の循環注水冷却への今後のプロセスというか、スケジュール感を教えてください。

3点目が、メガフロートが今日到着したということなんですが、実は昨日もお伺いしたんですけれども、改めて、メガフロート周りの今後の作業スケジュール、たまり水の移送ですとか、メガフロートについているクレーンによる建屋のカバーの組立て時期ですとか、この3点を松本さんにお伺いしたい。

西山さんには、今日、飛散防止剤の散布で作業員の方がお2人けがをされたということ、先日には作業員の方で亡くなった方もいらっしゃるということで、暑さがだんだん厳しくなってきたり、長期化することで作業中の事故も今後増えてくることが残念ながら予測されると思うんですが、これについて、東京電力に対して、どのような具体策を指導されているのか、これについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○松本本部長代理 まず、ガンマカメラでございまして、写真の準備を今、進めているところでございまして、配管が高線量の状況であることは写真等で見えていますようでございます。速やかに皆様にご提供したいと考えています。

それから、3号機の給水ポンプの切替えでございまして、これは作業としてやりました。今後の循環注水冷却への見直しということでございまして、こちらに関しましては、給水側への注水によりまして圧力容器の温度は比較的安定しておりますので、引き続き冷却は順調に進んでいるのではないかと思っております。今後は、水処理システム

の準備を急ぎまして、6月中旬からの処理に向けて準備を進めていきたいと考えています。道筋の話のときに御説明させていただいたとおり、水処理システムの稼働と併せて、上積みが出てきた水につきましては、原子炉側へ戻すラインを考えている段階でございます。

それから、メガフロートに関しては、本日、福島第一発電所に到着いたしました。まだ具体的なスケジュールまでは決まっておりますけれども、御質問の中にありますとおり、低濃度の汚染水の受け入れ、それから、150tクレーンがございまして、これに対する物揚用のクレーンとして利用したいと考えています。現時点ではまだ具体的にいつから、どういった形でこれを利用するかというスケジュールは見えておりませんが、決まり次第、皆様に御案内させていただきたいと思っております。

○細野補佐官 作業員の健康の問題は、保安院も加えて政府全体で取り組んでおりますので、私からお答えをいたします。

先日、政府のロードマップでも発表したんですけれども、これまでではどちらかというと東京電力に対して、放射線量の管理であるとか、さまざまな健康管理などについて、政府の側から要請をするという形を取ってまいりました。ただ、徐々に状況が厳しくなっておりますし、特にこれから夏の厳しい時期にもなりますので、長期的な健康の管理については政府が直接行うという対応にしております。

その中でも、特にお医者さんの確保というのは極めて重要な問題でございまして、厚生労働省でも対策をするチームを立ち上げていただいたということでございますが、私も直接お伺いをし、できる限り早い時期に、24時間体制で、福島第一原子力発電所の中で何らかの問題があった場合にはいつでも治療が受けられるような体制を整えるべく、今、準備をしているところでございます。

○記者 追加で1点だけ。ガンマカメラの写真なんですけれども、いつごろ御準備ができてしまうか。

○松本本部長代理 明日にはできると思いますが、準備させていただきたいと思っております。

○記者 ありがとうございます。

○司会者 次に、いかがでしょうか。それでは、挙げておられる6人の方で終わりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○記者 東電の松本さんにお伺いいたします。

今日の午前の会見で、3号機近くの瓦れきで1,000mSv/hの高線量を持つ瓦れきがあったと発表されました。以前にも3号機近くで1,000mSv超の瓦れきを発見されたと思うんですが、1号機と同じように建屋が飛んで、水素爆発によって放射性物質が瓦れきについていたという認識をしているんですが、なぜ3号機ばかり高線量の瓦れきが発見されるのか、それについてのお考えをお伺いいたします。

○松本本部長代理 なぜ3号機だけに発生しているのかにつきましては、正直なところ、

はつきりわかっておりません。特に1号機と3号機の違いという形で申し上げると、1号機に関しては、壁面は構造材を除いてはほぼ崩落しておりますけれども、天井部分は基本的に真下に落ちたような形状になっています。一方、3号機に関しては、エボレーティングフロア全体が吹き飛んだような形になっておりますので、そういった爆発の規模というような違いはありますかと思えますけれども、御質問にございますような、なぜ3号機に多いのかにつきましてはまだはつきりわかっていない状況でございますし、もしかすると、1号機側で今後瓦れきの処理を進めていきますと、高線量の物品が見つかる可能性はなきにしもあらずと考えております。

○記者 ありがとうございます。

○記者

海水の注入について1点だけ確認させていただきます。たしか16日に発表された東電の資料には「試験注入」という表記はなく、単に「注入開始・停止」となっているんですけれども、前段階でなぜ「試験」という文字が入っていないのかという点でしょうか。

○松本部長代理 5月16日に私どもが公表させていただいたプラントバラメータの中の第7章に、各種操作実績のとりまとめということで注水の記載がございます。そこに関しましては、これまで私どもの中で事実的に確認ができたものということで書いておりますので、試験というような認識ではなくて、実際に注水したかどうかということだけを事実として書いたということでございます。この注水が試験という認識だったのか、そこまでの確認がまだできていなかったということだと思っております。

○記者 「試験注入」という言葉がやや唐突感があったんですけれども、皆さんそう感じていらっしゃると思うんですが。

○松本部長代理 ここに記載させていただいた表7につきましては、19時4分より海水による注水を開始したという事実関係だけを記載させていただいたということになります。

○司会者 それでは、前の女性から。

○記者

大きく4点ありまして、済みません、たくさんですが、まず、20mSv問題ですが、細野補佐官に、衆議院の委員会、これまでの政府の意思決定に関わっていない専門家、やはり20mSvは問題だという指摘をされていますけれども、もともとこれは暫定の基準ということで、夏季休暇までの暫定ということだったと思うんですが、前倒しでこれを見直す必要性が政府内で議論されているかどうかをお教えください。

それから、文科省の方ですけれども、この20mSvの基準に照らして、危険であるところどころが1つもなくなるといったことを先ほどおっしゃってしまいましたけれども、平常時のような1mSvで評価した場合にどのようなものになっているのかということ等を高線で示して公表する気はないかどうかということをお願いたします。

それから、大きく2点目ですけれども、政令改正によって緊急時の労働者の被曝線量を100から250に上げたわけですが、これも細野補佐官にお尋ねしますが、東電では、

この250というのは通常のものとは別枠のものと考えると考えておられるので、政府もその考え方がいいのか。つまり、250+100で350まで許容するという考え方を政府は取っているのかどうか。それから、同じ政令の中で、第45条に、事故時の記録については5年間だけ保存すればいいとなっています。これは永久保存に政令改正をさせていただきたいと思いますが、これについてどう思われるのかということが1つ。

大きく3点目ですけれども、昨日、東電の松本さんに、3号機については核爆発があったのではないかと指摘がありますが、これをとお尋ねしました。これに関連してなると、今日リリースされました土壌中のウランの測定結果と、昨日、ブルトウムの測定結果を発表されたものとありますけれども、昨日は、大気圏内核実験において国内で観測されたフォールアウトと同様のレベルである、しかし、これまでの結果から、今回の事故に由来する可能性が考えられると書かれています。本日のものは、天然と同じという評価になっています。昨日から今日、何があつて、ブルトウムとウランで、どのようにレベルが違うのかということをお知らせいたしたいと思えます。

それから、この採取場所ですけれども、1号機、2号機のスタックから500m離れたところで検出されているわけですから、今後、1号機、2号機のスタック、つまり、建物の排気口に最も近いところで測定するようにはいかがかということ。

それから、昨日のもので、今、お手元にすれば後ほど教えていただきたいんですが、5月2日と5月5日で桁が1つ違うブルトウムの線量が上がっています。①のグラウンドというところですが、5月2日の測定結果は0.052ベクレル、それから、5月5日、たった3日後ですが、0.4ベクレルということで、1桁上がって検出されています。これはどうして違うのかということ。

それから、3号機について、核爆発があったと、海外でそのような仮説を立てて発表されているシンクタンクがあります。ここは、ブルトウムですとかウランの割合が明らかになれば、それが証明できるとおっしゃっています。松本さんは昨日、出てくるブルトウム238、239、240の割合が核実験によって出てくるものと、今回のものと違うと。

○司会者 済みません、質問の途中ですが、是非簡潔にまとめて。今でもかなりの数おっしゃっていると思えますので、済みませんが。

○記者 はい。どのような割合かということをお表されれば、海外で疑われている核爆発が黒白かというののははっきりします。その辺の公表をされる気はないかということ。最後、1点です、済みません。細野さんにですけれども、東電の電力供給力について、石原都知事が、環境確保条例で窒素酸化物の規制を一回免除したけれども、取り消すことも考えられるとおっしゃっています。国の方でもアセス法の免除を言いましたけれども、これも同じように取り消してはいいかと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

○細野補佐官 まず、20mSv、学校の基準ですが、この基準を変えることの前倒しを検討されているかどうかという御質問かと思うんですが、私自身は、今、基準が変えられるかどうかについて、どういう議論が行われているかというのは承知をしておりません。

個人的にはいろいろな思いがありますが、とにかく大事なことは、できるだけ放射線量を下げ、1 mSv以下にするというのが当然求められるわけでありますから、そういう努力を是非政府としてはしていきたいと、そのように考えております。

続いて、100から250に政令で変えたという話ですが、これは上げないにこしたことはないわけです。大変残念なことに、変えざるを得ない状況になってしまったということだと思います。電力会社の方は、別件にしないといけない状況が出てきているというのは承知しております、その一方で、できるだけ放射線量は下げた方がいいわけですから、この基準を守る必要があるという議論が厚生労働省から出ている。双方の言い分はよくわかるわけでして、現実的に、できるだけ放射線量がだれか集中をしないように、低いレベルでやっていかなければならないという努力を最大限行いながら、つまり、基準を維持してできるだけどうかということについて最大限努力をしながら、それで乗り越えられるかどうかという見極めも含めてやっていると、そういう難しい判断になるんだろうなと思っております。

最後の電力供給力の問題、アセス法についてという御質問をいただきましたが、私、その部分についての全体の知識を欠いておりますので、調べた上で次回、答えさせていただきますと思います。

○文部科学省でございます。私、先ほどの説明の中で、危険がなくなったという言葉は使った記憶がございません。基準値を下回ったとだけ申し上げたつもりでおります。

あと、1 mSvについてですが、5月11日までの積算線量のマップには1 mSvの線を書かせていただいているところがございます。それらにつきまして、技術的にできるかどうかはまた検討してみたいと思います。

○松本部長代理 東京電力から、ウラン、プルトニウムの分析の結果について述べさせていただきます。

まず、昨日のプルトニウム、それから、本日のウランでございまして、これはいずれも検出いたしましたけれども、濃度といたしましては、通常、日本国の中で見られる程度のものでございます。プルトニウムにつきましては、過去の核実験の影響、それから、ウランにつきましても、天然のウランが存在するということがございますので、そのレベルでございます。

ただし、プルトニウムに関しては、御質問の中にあつたとおり、238に対する239、240の割合が、いわゆる過去の核実験の際に発生した比と違いますので、今回の事故の由来ではないかと判断しているところでございます。

また、ウランにつきましても、天然に存在するものと同じレベルではございませんけれども、この誤差の範囲、もしくは変動の範囲内で事故の影響については吸収されていて、見えなくなっているということがございますので、もう少し大きなウランの放出があれば、明らかに分析の結果として出てきますけれども、それよりずっと小さくて、天然で見つかる変動の範囲内のウランだということでございます。

それから、昨日のプルトニウムの分析の中で桁が違ふということがございますけれども、プルトニウムに関しては過去にも分析を行っております、その前には10⁻¹といったレベルのものが検出されております。したがって、こちらはサンプリング点の違いによりますらつづきの範囲内ではないかと考えています。

それから、プルトニウムとウランの比でございまして、こちらに関しては、手元に資料がございませんけれども、過去にプルトニウムが発生した際のプレス文の中に正式な比の値を書かせていただいております。

○記者 細野さん、破局的な基準にしなくてはいけないということ踏まえて、今、核工ネルギーによる電力はもう欲しくないという方が大変増えていて、自分たちで自然工ネルギーを選べるような電力体系にならないだろうかとか素朴に考えていらっしゃる方が大変多々ございます。それについてはどのようなようにお考えでしょうか。

○細野補佐官 そういう思いを持たれる方がたくさんおられるということはよく理解はできます。また、そういう電力を積極的に後押しをするというのも政府の大方針だと考えております。あとは、選択をできる仕組みをつくれるかどうかというのは、これはシステム全体に関わるところで、それができるかどうかということについては、私の方で今、判断をしかねるところはあるんですが、さまざまな市民の皆さんが持っておられる、自然工ネルギー、新工ネルギーをしっかり後押しをしていきたいという思いが実現をできるような、是非、政治的な政府の動きをしていきたいとは思っています。

○記者 松本さん、先ほどお答えが1つ漏れてしまつたんですけども、1号機、2号機のスタックから500mのところまで、測っていますが、スタックそのものの、排気口に近いところまで採取すれば最も正確ではないんでしょうか。先ほど言つたばらつきが出るということはないんでしょうか。

○松本部長代理 ばらつきそのものは、現在の、発電所の構内3か所で採取しておりますので、いずれも通常の変動の範囲内ではらつづいていて、これはでございます。

また、より近い場所でのサンプリングにつきましても、検討させていただきたいと考えています。

○司会者 それでは、次の方。

○記者

先ほどの質問ですけれども、現在、海外から援助物質が入っている放射性サーベイメーター等々の総数と、現在、その所在地はどこにあるのかということが1点。

2点目は、東京都や川崎にある大学や企業が持つている核実験施設の場所を教えてください。

3点目、日本政府として、東京大田区の町工場や静岡、大阪の町工場の力、日本の底力を結集して児童を守るために持たせたい防犯ブザーのようなガイガーカウンターを普及させるお考えはありますでしょうか。

以上、3点です。

○松本本部長代理 サーベイメーター関係に関する支援助資でございませぬけれども、まだ正確な数字ではございませぬけれども、サーベイメーターとして、およそ210台が主にJヴィレッジにございます。

○記者 そんなに少ないですか。

○松本本部長代理 外国からの支援助資という意味では、およそ210台を提供くださっているという状況になっております。また、福島第一にはもう既に1,000台以上の個人の線量計を配備しております。

○細野補佐官 相当数のサーベイメーターをいただいております。一部を東京電力に、一部を、例えば、いろいろな自治体であるとか、そういったところにお渡しをされているんですね。ですから、総数は東京電力自身は把握していないと思います。今、手元にデータがありませぬので、全体を把握できるかどうかかわからないうんですが、把握ができれば、またお知らせをしたいと思えます。

○記者 海外の援助物資、志をちゃんとして把握できているかというのには私は理解できないんですが。

○細野補佐官 この国から幾つも買ったのかというのは把握しているんですね。それをどうしようぶに配分をしたのかということについて、詳細に全部把握しているかというところについて、正確にデータがないかもしれないということを申し上げます。

○記者 総数もわからない。

○細野補佐官 いや、総数はわかるんです。

○記者 総数は発表していただけるんですか。

○細野補佐官 外務省のホームページに全部公開しているんです。ですから、そこに総数は出ていると思います。

○記者 国別に。

東京や川崎にある大学や企業が持っている核実験施設の場所を教えてください。

○核実験施設の定義があれなんですからけれども、例えば、核燃料物質の使用の許可を持っているとか、研究炉の許可を持っているとかいうものについては、許可の事業者というところでホームページが何かに出ているかと思えます。そういうことでよろしいでしょうか。

○記者 どのホームページですか。

○文部科学省で研究炉の許可の事業者についてはホームページに載せていたと思います。確認いたしますが。

○記者 川崎の東芝とか、載っていますか。

○研究炉とか、臨界実験装置については載っていたと思います。

○記者 廃炉も含めて。

○許可を持っている事業者については載っていると思います。

○記者 そうですか。あと、ガイガーカウンターが、中国製の粗悪品がいろいろやっつき

まして、1個10万円もするような事態になっているんですけれども、町工場の力を集結させて国民に普及することはできないでしょうか。心配している御両親がいっぱいいらっしゃるんですけれども。

○先ほどの御質問は、生徒に持たせる放射線の計測器等、そういう商品がまずあるかどうかということかもしれません。

○記者 それを開発していただく考えはあるかということです。

○今、我々が検討しているのは、既存の放射線測定装置について、例えば、学校の先生に持っていたら、特に福島県については、そういう対策をしよう。

○記者 秋キキットとか、すごい簡単な回路なんですよ。GM管さえあれば簡単にできるものなんですよ。

○商品開発をどうするかは、今のところ、特にはないです。

○細野補佐官 今、どれぐらい供給をされていて、どれぐらいの需要があって、足りないのかという状況については、一回しっかりチャエックをしてみたいと思います。その上で、供給が足りないんだとすれば、いろんなことを考えなければならぬと思いますので、そこは少し時間をいただければと思います。

○記者 よろしくお願いたします。

○司会者 それでは、あと2人だったと思います。こちらの方、次に隣の方ですね。

○記者

まず、東京電力の松本さんに、高濃度の汚染水をためることのできる仮設タンクを準備中だということですが、具体的な内容は明らかになりましたでしょうか。

それから、トレンチとたまり水のアルファ核種の分析は今、検討中だということですが、結果を公表されるでしょうかということ、サンプリングの日程は公表していただけるでしょうか。

それから、保安院、安全委員会の方々に、今日のリリースで、前回は高いものがあったんですが、1,000mSvのガレが出たということなのですが、1,000mSvというところ、例えば、汚染水をかぶるとかしない限り、これだけの高い濃度は出にくいように思うのですが、保安院、あるいは安全委員会では、どうして高い線量のガレが出たか、これに関して検討されているでしょうか。どういう認識でしょうかというのをお聞かせください。

あと、もう一点、これも東京電力の松本さんに、アレバのシステムで1つだけ確認なんですけど、まず、ブルトニウムは対象になっているかというのは公開していただけたでしょうか。

もう一点、アレバの副社長が昨日、フジテレビのBSのニュース番組に出ていまして、とりあえずは汚染水の処理、吸着、沈殿、貯蔵まではやるけれども、その後の貯蔵したものの処理、スラッジの処理等に関してはこれからの契約になるということをおっしゃったんですが、これは統合本部の方では認識していらっしゃるか。認識していただければ、今後、スラッジの処理等はどのような形になるでしょうか。

以上、お願いいたします。

○松本本部長代理 高濃度の汚染水をためるタンクの設置につきましては、7月上旬の設置に向けて、今、作業を進めている段階でございます。

それから、たまり水のアルファ核種につきましては、近々公表できていると思っております。今、準備を進めている段階です。

それから、アレバのシステムでございますけれども、こちらに関しては、現時点で考えておりますのは入口の核種の分析の結果と、出口の核種の分析の結果につきましては公表させていただきたいと考えております。

それから、契約上、吸着、沈殿というようなところにつきましては、私、副社長が出たテレビは拝見しておりますけれども、貯蔵に関しましては、スラッジは非常に高レベルの廃棄物になりますので、適切な保管が必要かとは考えております。

○西山審議官 原子力安全・保安院ですけれども、3号機の近くの1,000mSvのガラについては、原因ははつきりとはわかりませんが、3号機のこととしては、3号機の近くということで、水素爆発のときなどに3号機由来の高レベルの放射線を浴びた可能性があるのではないかと思いますけれども、それ以上は今、わかりません。

○加藤審議官 安全委員会ですけれども、保安院では、先日、東京電力から提供されました運転データなどに基づいて、今、評価をされていると思いますので、特に3号機の周辺では高線量率のこういったものが多いわけですから、そういうのが出てきた段階で、安全委員会の中で触れていただくことを期待しております。そういうのが出てきた段階で、安全委員会としての考えを示してまいりたいと思います。

○司会者 よろしいでしょうか。

○記者 細野さんにも、契約内容、処理方法について、第2段階ということをおっしゃっていただきますが、これは認識されておりましたでしょうか。

○細野補佐官 アレバと東京電力の契約内容そのものについては、国民のものですので、すべてを把握しているわけではございません。横から見られておりましたのは、金額の部分であるとか、契約の範囲であるとか、そういったことについては必ずしも明確でない部分があるのかなということについては心配をしております。

○記者 先ほどの松本さんの回答で確認なんですが、まず、高濃度の汚染水は、7月の上旬目標の作業ということですが、具体的にどういう形でこれをためるような仕組みになるのでしょうか。

もう一つ、アルファ核種の分析を準備しているということですが、何をどういう形で準備されているのでしょうか。

以上、とりあえずお願いします。

○松本本部長代理 仮設タンクの漏えい確認をした上で、盛土のようなもので遮へいを施したいと考えています。

それから、アルファ核種につきましては、分析結果を表の形式等にとりまとめて公表さ

せていただくというふうに準備を進めている段階でございます。

○記者 仮設タンクなんですが、以前、高濃度のものはたためることができないので汚染水を外に放出したという経緯があったんですが、これはなぜためられるようになったんでしょうか。

○松本本部長代理 ためられないということは申し上げていなかったと思います。こちらに関しては、単にタンクを置くだけですと、周りに放射線の影響が出ますので、遮へいが必要だと考えております。

○記者 遮へいは盛土というのは、単純にタンクを埋めるのではなくて、タンクの周りに盛土をする。

○松本本部長代理 半地下にするのか、埋めるのか、盛土にするのかということはまだ私ははつきり存じませんが、そういう形で遮へいする必要があらうと思っております。

○記者 はつきりしたら教えていただけますでしょうか。

○松本本部長代理 はい。

○記者 それから、保安院に、今、安全委員会から瓦れきについて評価しているというお話があったんですが、評価の結果というのはいつごろ出されるんでしょうか。

○西山審議官 今はわかりません。

○記者 わかりないというのは、評価しているかどうかかわからないということでしょうか。

○西山審議官 それも含めて、今はわかりません。

○記者 いつわかるんでしょう。どなたが知っているんでしょうか。

○西山審議官 今はだれも知らないと思います。

○記者 評価というのはやってみたらわかるんですか。

○西山審議官 我々もその話は聞いたばかりですので、現在はわかりません。

○記者 安全委員会の加藤さん、これはどういうことなのか。

○加藤審議官 私もやっていると決めていると決めたわけではなくて、こういったことも扱っていただけるといいなということで申し上げたわけです。

○記者 それは、安全委員会からの助言で、そういうものを評価してほしいということになっているのでしょうか。

○加藤審議官 いちいち個別の細かいことまでは申ししておりませんが、保安院ではいろいろ、当然、技術的にやらなくてはならないこともありますし、あと、今回起きた事柄について、特殊性のあることについては、どういった過程でそれが起きたのかということとはまとめていただきたいと思っております。

○記者 保安院は、まとめる予定があるかどうかはわからないということよろしいですか。

○西山審議官 はい、それで結構です。

○記者 わかりました。

○司会者 最後に、お隣の方、お願いします。

○記者

3点なんですけれども、まず1点目は、先ほど聞いていた原子力安全委員会の事務局が出された「低線量放射線の健康影響について」というホームページの最後の段落のことも含んで、この説明は、100mSvの場合、がん死亡のリスクが0.55%上昇せられるんだということを前提としながら、100mSvの被曝によるがん死亡率は、毎年の、あるいは地域によるがんの死亡率の変動の範囲の中にあるとも言えますという表現を取っているんですが、0.55%はあくまでも変動の上に乗せするわけであって、範囲の中にあるということ、ICRPの考え方は全く取っていないと思うんです。これは完全な誤りだと思いますので、この点について、委員会に確認をしていただきたいと思えます。

○司会者 御質問の途中で恐縮でございますが、同じ趣旨の質問につきましては、是非控えていただく等々していただきたいと思えます。

○記者 いえ、違いますよ。先ほどは厚労省の人がいたので、この点については聞かなかったんです。なので、今、聞いているわけですね。

○司会者 もし同じ趣旨の質問であれば、2度目というのは避けていただければということでございます。

○記者 ですから、追加というか、さっきの答えに対する私の質問です。

それから、最後の段落があることよって、この健康影響については別に構わないと読んだ方は、安全委員会は100mSvの0.5%のがん死については別に構わないと読んでいるんだと、そういう受け止め方をしている方がいますので、その辺についての配慮も是非、併せて願いたいと思えます。

それから、2つ目は、例のチェルノブイリ事故の後、安全だと言った、つまり、フランスでは特に被害がないんだということを言ったフランス放射線防護中央局長のピエール・ペルラン教授という方が告発されて、現在、裁判にかかっているわけですね。こういう事故が起きた場合に、そういう情報が出ることよって大きな影響を与えることについて、細野さん、つまり、政府として、他国の経験を生かして、日本国として、より国民の健康に影響を与えないような、より安全な政策を取ろうということ、例えば、そういうことを調査されているかどうかということが1つです。

最後の1つは、ちよつと違うと思うんですけども、相統放棄の期間3か月が近づいて、いろんな状況で相統の放棄ができないう方がたくさんいると思うんですけども、相統放棄についての期間の延長の検討がどこまで進んでいるのか、されているのかということ、もし御回答いただければ、細野さんから御回答いただきたいと思えます。

以上の3点です。

○加藤審議官 安全委員会ですけれども、最後のパラグラフにつきましては、これはICRPが言っていることではなくて、日本の原子力安全委員会の考え方であります。これをつけておられますのは、0.55%上昇せになるということの量的な意味合いはどうかということなの

を示す1つの方として、こういうのを使っているわけではなくて、0.55%が構わないと思わうかどうかは、お一人お一人の受け止め方の問題であると思っております。安全委員会としては、こう書いたことで、それが構う、構わないという価値判断を示しているものではないというつもりで書いてございます。

○細野補佐官 まず、相統放棄については、これは原子力だけではなくて、災害全体に関わる問題でございまして、これは法務省だと思んですが、そちらにお問い合わせをいただければと思います。

フランスの例をお出しになりましたけれども、できるだけ正確な情報を出すというのは当然政府としての責任でございまして、そこは他国の状況を調べるまでもなく、国民の皆さんにわかりやすく正確な情報をお伝えをするという努力が必要だと思えます。

○記者 先ほどのホームページの件なんですけれども、私はこれは評価、説明の問題ではなくて、最後の行は明らかに間違った説明だと思ってるんです。つまり、範囲の中ではなくて、範囲の外として考えなければいけないはずなんです。その点、できれば委員会にもう一度確認をして、今日でなくて結構ですので、御回答いただきたいと思います。それで質問を終わります。

○加藤審議官 おっしゃっている意味がわかりましたので、こういう言い方があるか考えたいと思えます。

○司会者 それでは、以上で質疑を終わらせていただきます。

○ 東京電力からすけれども、先ほどお尋ねの賠償金の支払いの状況ですけれども、昨日、5月20日現在で2万7,000件のお支払いをしております。現在も継続中でございます。

以上です。

○司会者 それでは、東京電力から、今日の作業の状況について。

ちよつと待ってください。マイクを入れましょう。

○記者 先ほど細野さんにお尋ねした中の1つが漏れてしまったので、もう一度お願いします。事故があつたときの記録保存が5年間というふうに、今、政令で定まっております。これを永久保存に変える政令改正をお願いしたいという点です。今すぐ答えは要りませんので、次回にでも政府で検討した結果をお教えください。

○細野補佐官 御趣旨はよくわかりました。次回すぐに検討の結果が出るということ、これは難しいと思えますが、大事な御指摘だと思えますので、その点は私もしつかり考えたいと思えます。

○私本部長代理 それでは、東京電力から、本日の実績につきまして御案内させていただきま

す。原子炉の注水状況でございますけれども、1号機が6m³/h、2号機が7m³/h、3号機が消火系で6m³/h、給水系で12m³/hで、計18m³/hで注水中でございます。

1号機の窒素封入でございますけれども、本日の14時現在、格納容器的な圧力といたし

まして 131.6kPa、窒素の封入量としましては、2万9,200㎡でございます。

それから、1号機の原子炉建屋関係の作業といたしましては、空冷チャラー等の仮組み作業を引き続き実施中でございます。

それから、使用済み燃料プールの注水と放水でございまして、本日、4号機に對しまして、16時から4時間の予定で注水中でございます。約160tの水をヒドラジン込みで入れる予定でございます。

それから、タービン建屋の移送の状況でございますけれども、2号機に關しましては、本日17時現在、プロセス主建屋の増加量は3,331mmでございます。本日7時に比しまして約50mm上昇になります。移送開始からの累計量といたしましては8,220㎡になります。

3号機の移送でございますけれども、本日17時現在の値といたしまして、雑固体廃棄物減容処理建屋のレベルの増加量といたしましては、1,678mmでございます。7時より173mm上昇でございます。移送開始からの移送量の累計値は1,140㎡でございます。

また、本日は6号機に對しまして、タービン建屋のたまり水の仮設タンクへの移送、約80tを行っております。

それから、トレンチの水位の状況でございますけれども、本日17時の値といたしまして、1号機が小名浜ポイントを基準にいたしまして1,020mm、2号機が3,240mm、3号機が3,360mmでございます。1、2、3号機とも値の変化はございませんでした。

タービン建屋の水位でございますが、こちらは、本日17時の値といたしまして、1号機が5,050mm、2号機が3,230mm、3号機が3,330mm、4号機が3,480mmで、4号機は本日の朝の7時より30mm上昇でございます。

それから、飛散防止剤の散布でございまして、クローラーダンプはもとも予定がございましてしたけれども、有人によりまして散佈は、作業準備中けが人が発生したため、本日の作業を中止いたしましたしております。

それから、リモートコントロールによりまして瓦れきの撤去でございまして、本日、1号機原子炉建屋西側周辺にてコンテナ11個分の瓦れきの処理を終わっております。コンテナの累計量といたしましては、196個になります。

3号機と4号機の大物搬入口の瓦れきの撤去、それから、柱の解体、仮設照明取りつけといった工事は引き続き実施中でございます。

それから、原子炉の注水ポンプの高台への移送工事につきましては、先ほど御案内させていただきました3号機に對しまして、消防ポンプから高台に移送したポンプからの注水に切り替えております。

あと、明日の工事でございまして、モニタリングポストの3番に對しまして環境改善作業を実施します。8番で実施したと同一ように、モニタリングポストの清掃、それから、地面への鉛毛マットの布設を予定しております。

以上でございます。

○司会者 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の記者会見を終わりとさせていただきます。長時間にわたりましてどうもありがとうございます。

次回でございますが、明後日23日月曜日の16時半からということで予定しておりますので、よろしく願いたします。

今日はどうぞありがとうございました。